予 算 決 算 常 任 委 員 会
文 教 厚 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時　令和 7 年 10 月 7 日（水）　午前 9 時 30 分

2. 場　　所　市議会第 3 委員会室

3. 出席委員　上田分科会長、米弥副分科会長、ひさなが委員、田村（継）委員、
尾﨑委員、橋本委員、江原委員、綾城委員、岩藤委員、林委員

4. 委員外出席議員　吉津議長

5. 欠席委員　なし

6. 執行部出席者　別紙のとおり

7. 議会事務局職員　大澤局長、宮本次長

8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 26 日）から付託された事件（議案 1 件）

9. 傍聴者　　2 名

会議の概要

・ 開会　9 時 30 分　　閉会　15 時 24 分
・ 審議の経過及び結果
（別紙のとおり）

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 10 月 7 日

文教厚生分科会長　　上 田 啓 二

記 録 調 製 者　　宮 本 啓 治

― 開会 09:30 ―

上田分科会長　皆さんおはようございます。ただいまから10月2日に引き続き、予算決算常任委員会文教厚生分科会を開会致します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願い致します。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁につきましては、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願い致します。なお、質疑に際しては款・項を省略し、決算書何ページの○○事業、主要な施策の報告書何ページの○○事業など、該当箇所を示して発言していただくようお願いいたします。それでは、9 月定例会議案第 22 号「令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに行います。初めに市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長　まず、訂正がございます。主要な施策の報告書 22 ページの事業名、「コミュニティ創出支援事業」におきまして、下段の事業の成果、課題の欄、またその下のほうの「補助金採択団体の地域コミュニティ創出事業」で 7 団体と誤って記載しておりまして、正しくは8団体となります。お詫びいたします。それでは、決算状況につきまして、歳出の増減の大きな事業等についてのみ、補足説明いたします。決算書 76 ページからの第6目「企画費」、事業コード040「定住促進対策事業」につきましては、令和 7 年度から市民活動推進課へ所管替えとなっており、すいません、令和 8 年度から市民活動推進課へ所管替えとなっておりまして、空き家リフォーム助成事業補助金及び移住支援金の減によりまして約 465 万円の減額。80 ページからの第 8 目「市民活動推進費」になりますが、82 ページの事業コード 020「集落機能再生事業」については、集落支援員の月額報酬、期末手当の増額等につきまして約 591 万円の増額、84 ページの事業コード 700「まち・ひと・創生推進事業」におきましては、防水等改修工事等によりまして約 395 万円の増額となっております。また、決算書 112 ページからの第 42 目「地域交流プラザ費」では、仙崎公民館新築工事及び解体撤去工事が完了したことによりまして約 3 億 350 万円の減額となりますが、事業コード 100「地域交流プラザ施設設備等改修事業」で「中央交流プラザ等空調設備改修工事」及び「中央交流プラザ大講堂タイル改修工事」並びに決算書 114 ページ、事業コード 740 の「三隅交流プラザ管理運営費」の「三隅交流プラザ空調設備改修事業」等が増額となりまして、地域交流プラザ全体では、前年度と比較し約 2 億 415 万円の減額となっております。以上で補足説明を終わります。

上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

ひさなが委員　それでは、決算書 81 ページ、82 ページ 8 目「市民活動推進費」のコードが 040「男女共同参画推進事業」ついてお伺いします。主要施策の報告書では 20 ページです。こちらの報告書では、職場環境整備セミナー、それから男性育休交流会を開催されて、参加の人数が書いてありますが、それぞれどれくらいの参加を想定されていたのか、望ましいものとされていたのか、お伺いします。

市民相談班長　こちらは市内の事業所を対象に参加を想定しておりまして、交付金の申請段階で 30 名を想定していました。同じく、男性育休交流会につきましても 30 名を想定していました。

ひさなが委員　この報告書では、より多くの人が参加できるように日時や方法について検討していくというふうにありますが、この想定まで行かなかった原因は、開催日時や方法いうものがやっぱこう及んでいなかったという課題の認識をお持ちということでよろしいですか。

市民相談班長　はい。こういったセミナーにつきましては、会場型で、会場に皆さんが参加されて受けていただくのが一番効果があると思いまして、会場型の設定をいたしました。また、日時につきましても、一応、一旦こういった日時がいいのではないかという調査もしまして設定をしましたが、思ったより参加が伸びなかったので、大変残念に思いました。また、今年度につきましては、オンラインの対応もできるように予定をしています。

ひさなが委員　日時はやその会場であったりの設定というところが課題というところでしたけど、それ以前に、やっぱ関心というものについてはどういうふうにこう認識をされているのか。関心がやっぱ高ければ来られる方も多いでしょうけど、そこがやっぱ上がっていないってのが 1 つの課題なのかなと思うんですけど、その点について見解をお伺いします。

市民活動推進課長　関心というところ、昨今の法改正等もありまして、市内事業者におかれましては、幾分考え等、また人材不足というところで思いもあると考えておりますけども、今回は参加というところで、なかなか、セミナーの周知が足りなかったのかというとこに、日時、方法のですね、設定が合わなかったのかというところもありますけども、興味、関心というところは上がってきているというふうに考えております。

ひさなが委員　じゃあ、関心は上がっているので、日時や開催方法を検討すればもっといい結果が出るだろうということを今認識されているということですね。わかりました。あとですね、この中に、男女共同参画審議会委員報酬 14 万円ありますけれども、このに、審議会の中で、こういった、こう課題であったり取り組みについてこう話をしているという認識でいいんですか。

市民活動推進課長　開催の計画及び実績については、審議会のほうで報告させていただきまして、委員の皆様から意見を伺っております。

ひさなが委員　では、令和 7 年度、どういった意見が出たのか、具体的なものをもし

お示しできるものがあれば教えていただけますか。
市民相談班長　こちらの職場環境整備セミナーにつきましては、想定していたよりも申込み、参加が少なかったっていうところにつきましては、もう少し日程や開催方法を検討されてはどうかという意見もありました。発言された委員さんは、そのセミナーに参加された方でありまして、本当に内容が大変素晴らしくて、たくさんの人に聞いてほしかったので、もう少ししっかり検討してくださいという意見をいただきました。
上田分科会長　関連はございませんか。
岩藤委員　今、ひさなが委員の男女共同参画審議会、この構成メンバーですね、男性、女性、比率を教えていただけたらと思います。また、年齢も分かれば教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。
市民相談班長　ちょっと割合については、すぐにお答えできないのですが。すみません、約半数は女性の委員になっておられます。年齢構成につきましては、ちょっと把握しておりませんのでお答えできないのですが、30 代の方から 70 代の方まで幅広くいらっしゃいます。
上田分科会長　関連がございましたら。なければ、ほかの質疑はございませんか。
尾﨑委員　決算書 82 ページ、主要な施策の報告書 19 ページ、集落機能再生事業についてお伺いします。事前に調査させていただいたんですけど、集落支援員が 13 人に対して、人件費として約 3,872 万円が支出されております。また、配置期間を見ると、三隅、通、宇津賀、日置、湯本 3 区などで 6 年間配置されている地区もあります。そこでお伺いしたいと思いますが、集落支援員を長期間配置した地区について、令和 7 年度までに具体的にどのような成果が現れているのか、何か指標があるのか、お伺いします。
市民活動推進課長　長く配置されている集落支援員さんの集落につきましては、関係性、集落支援員さんについては地域から推薦をいただいておりますので、その分で地域の課題についてしっかりとヒアリングを継続的に行われていると考えております。そのヒアリングの結果に基づいて、イベントでありましたり、草刈りでありましたり、そういったところに取り組む、地域のほうで始められたということは聞いております。
尾﨑委員　次に、未設置地区についてお伺いします。令和 7 年度は、新開町、鳥越 1 区、鳥越 2 区で説明会を 1 回開催し、有宗地区から個別相談があったとのことでした。この結果、実際に設立に向けた具体的な動きにつながった地区はございますでしょうか。
市民活動推進課長　令和 7 年度は、委員が言われるとおり 2 地区で説明会を行いまして、有宗地区につきましては、令和 8 年度に設立に至っております。
尾﨑委員　はい、わかりました。それでは最後に、設立に至っていない地区がございますけれども、地域側からどのような課題や懸念が示されたのでしょうか。人材不足なのか、事務負担なのか、制度自体がわかりにくいのか、令和 7 年度の働きかけから

見えた課題を、もしあればお伺いします。
市民活動推進課長　未設置地区につきまして、個別に地域に入って説明はいたしておりませんけれども、関係者の方と話を聞いたところによりますと、まず制度について深くと言いますか、まだまだ周知が足りてないというところと、リーダーとなる方の人材というところが不足しているというところは確認しております。事務の負担につきましては、話があれば、集落支援員を配置することで、その部分については軽減できるというところで説明をしているところになります。
上田分科会長　関連はございませんか。
橋本委員　今の地域づくり集落支援員についてお伺いします。16 地区中 13 名に集落支援を配置されているようですが、あとの 3 地区は当然やられておられないんですよね。こういう 3 地区、未設置の 3 地区についての意見はどんなような感じになってますか。集落支援員が必要なものか、そうでないものか、もし必要でなかったら、あとの 13 地区についてはどのような考えがあるか、お聞かせください。
市民活動推進課長　未設置の 3 地区につきましては、集落支援員のほうは、今は必要ないということで聞いております。それにつきましては、地域の中に事務又は運営を行っていく方が多くいるというところで、確認をしておるところです。よって、13 地区の集落支援員につきましては、今後も継続して設置し、支援をしていきたいと考えております。
橋本委員　当初、まちづくり協議会を発足させた時に、市の職員が 3 名ほど、その地区の職員が 3 名ほどついていたと思いますけど、今これはどうなっているんでしょうか。
活動推進班長　地域づくり支援員のことかと思いますけど、地域づくり支援員につきましては、第 3 次ながと協働アクションプランに基づき、弱体化した集落機能の再生、市民活動団体の活性化を目的として、地域づくり計画策定の支援、協議会が求める情報の収集と行政情報の提供及び事業の実施支援、協議会と他団体や行政間の連絡調整を行い、地域の取組を継続的かつ行政と一体になって支援するために、任期を 2 年として市の職員を配置しているところであります。
市民活動推進課長　補足いたします。現在も配置を、庁内職員に周知をいたしまして、手を挙げた職員につきましては地域のほうにお知らせをしております。
上田分科会長　3 人はどうなってますかっていう答えを、ちょっと発言いただけませんか。ですよね、橋本委員。はい、お願いします。
活動推進班長　現在も市役所 3 名の配置をしておりますが、真木・渋木に 1 名、河原地区 3 名においては未配置の状態となっております。
橋本委員　では、他の地区は今、最初の任命されたとおりの方々に連絡すればいいということですか。
活動推進班長　はい、委員のおっしゃるとおりで、4 月のほうに、各まちづくり協議会

のほうに地域づくり支援員が誰かということを通知で送っておりまして、その３名につきまして、連絡を取っていただければ大丈夫です。

上田分科会長　関連はございませんか。

綾城委員　未設置地区、もしくは、あまりにも大きく設置してるところ等々あって、とてもいい事業だと思ってるんですね。なので、やっぱ、地域の主体性を促す。で、最少の経費で最大の効果が出てるんじゃないかなっていうふうに私は思ってるんですけれども、すごく大きすぎる協議会をどうしていくのかっていうところもあるし、さらに、未設置地区で、そして、この事業が必要であろうと、将来的にもっていう地域もあるし。で、私は思うんですけど、私も該当するような地域の時には、市民要望とかあったときに、全部が全部やっぱり行政ができるわけではない。で、どこかで、地域の皆さんで自らがやっていただかなきゃいけないことも多くある。で、私、よくこの事業紹介するんですね。で、なかなかその設立に持っていくってのはすごく大変ではあります。だけど、やっぱりこの今の担当課だけじゃなくて、これはもう全庁を挙げて、その地域地域に市の職員さんも住んでらっしゃる。で、議員もいる場合もある。だから、そういった皆さんが全庁を挙げて、何かあった時に、これやっぱタイミングだと思うんですよ。だから、時に、こういう事業があるならどうだろうかって言ったら、たたっと進む場合もやっぱり体感としてあるんですね。だから、この今の市民活動推進課さんだけがやるというんじゃなくて、それは、こういう業務やってくださいっていうところで、違う業務をやってってことが市役所的に難しいのかわかりませんけれども、全庁的に、今後、この事業を活用して、この市民協働で、市民との協働の中でまちづくりをやっていくっていうところが、今後この事業をさらに深化させていくには重要じゃないかなと思うんですけれども、その辺りで、今後、市民活動推進課だけでこれをやっていくのかっていうのがなんかすごく思うんですけれども、それは市役所の縦割りというか、一応難しいとこあるかもしれないですけど、その辺りなんか、部長とか課長、この事業を進めていくにあたって、お考えなんかあれば聞かせてもらえたらなと思います。

市民活動推進課長　委員の言われる通り、集落機能の再生によりまして、地域の力を活性化していきたいというところで考えております。そのためと言いますか、職員に新たにっていう業務をということにはならないと思いますけども、職員も地域に入っていかれていると思いますので、言われる通り、話し合いでありましたり、設立のタイミングと言いますか、きっかけが生まれそうな時に、市民活動推進課の方に、話を持ってきていただくというところで協力をしていただければというところでは考えております。

綾城委員　これは、これ以上課長に聞いても限界でしょうけど、やっぱりそれが市の職員の皆さんに伝わらないと、やっぱ意味がないと思うんですね。その辺りで、この事業をさらに発展させていくために、どういうふうに皆さんにね、ほんとは副市長にお聞きした方がいいのかもしれませんけれども、伝えていくのかっていうところを、ちょっと改めて部長にお尋ねしたいと思います。

市民生活部長　先ほど課長の方が申しましたけど、いろんな事業を取り組む中で、職員が地域の支援員という形で入っております。そうしたものも含めて、主体的には市民活動推進課に取り組むんですけども、こういった協議会を作るときに、やっぱりなんかメリットっていうのを感じないと、作ろうっていう話にはならないと思いますので、そういった地域に入ってる職員含めて、要望を得ながら、主体的にはうちが取り組みますけども、情報を全体で共有しながら、今後、設立、職員の OB とかも含めまして、今後こういった動きをより加速していくっていうことにはなろうと思いますけど、とはいえ、委員言われましたように、なかなか腰が重いっていうところもありますので、庁内での情報共有と情報連携しながら、よりこの活動を強く進めていきたいというふうには考えております。

岩藤委員　負担金、補助及び交付金額、約 836 万円のうち、事前に基礎調査を打った中で、三隅市民協働推進協議会に拡充として 44 万 3,000 円、そして宇津賀地区まちづくり協議会、拡充として 45 万円。で、仙崎通り町協議会、拡充として 50 万円、出されておるんですけど、この効果についてお伺いしたいと思います。

活動推進班長　効果ということなんですけど、まず、内容としましては、三隅市民協働推進協議会は、米づくりや浅田、明倫小学校においてイベントやクリーンアップ事業を行っております。あと、マルシェの支援や花の植栽の協力もされています。宇津賀地区まちづくり協議会については、生活支援サービスや竹酢液製造装置の修理、竹パウダーによる有機肥料の製造事業などを行っております。仙崎通り町協議会については、「おはと」を利用したイベントを開催し、バーベキューや屋台の営業などを行っております。これらはそれぞれ地域を活性化する事業として効果があったと考えています。

岩藤委員　課題解決型みたいな感じなんですけど、これはやはり希望がある協議会については、自主的に手を挙げて申請をされるっていう方法なんでしょうか。申請方法についてお伺いしたいと思います。

活動推進班長　それぞれの集落支援員、まちづくり協議会の方から相談があり、申請があって、交付しております。

田村(継)委員　事前に伺ったところ、集落支援員さんの方、この 7 年度は、協議会の方の推薦や市のホームページ等で募集もかけたけれども、応募はなかったと事前に伺っていますが、市として、どういった点で課題があって、なり手の方たちの応募がなかったと分析しているのか、お伺いできればと思います。

市民活動推進課長　未設置地区の集落支援員につきましては、まず 1 番に集落からの推薦をお願いをしております。未設置地区につきましては、先ほど申し上げた通り、設置の方を希望されてはおりませんけども、担当課といたしましては、支援員の方は設置していきたいと考えておりますので、地域の方と引き続き協議を進めていきたいと考えております。

上田分科会長　関連ございましたら。なければ、他の質疑ございませんか。
ひさなが委員　それでは、決算書 83 ページ、84 ページのコードが 065、「コミュニティ創出支援事業」についてお伺いします。実績の、相談の団体数、それから申請の団体数、あと、不採択や取り下げがあったのであれば、その件数を最初にお伺いします。
活動推進班長　実績についてお答えいたします。相談団体数が 18 件、申請団体数が 15 件、採択団体数が 9 件、不採択団体数が 6 件となっています。
ひさなが委員　はい、わかりました。相談が 18 件あって申請が 15 件ということで、3 団体が相談だけでも終わってると思うんですけど、この要因というか原因は何か、わかればお伺いします。
活動推進班長　3 団体につきましては、市民活動支援センターでエントリーシートを記入の際、相談をした際にすでに申請を取りやめる、その申請をしないというふうに話を聞いております。
ひさなが委員　その申請を取りやめるというのは、こう思ってた事業ではなかったと、そういった、こう理由があると思うんです。そういったのは何かお伺いされてますか。
活動推進班長　審査の基準などの説明をした際に、その基準に申請があてはまらなかったと判断されたのかと思っています。
ひさなが委員　はい、わかりました。では次に、不採択団体数 6 件、これについて、なぜ不採択になったのか、その原因をお伺いします。
活動推進班長　不採択の団体の理由につきましては、審査の項目である共同の観点で協力団体等と連携した取り組みであるか、連携が単なる名義貸しではなく、連携団体の役割や連携内容が明確かという項目や、継続的実施による成果や他団体への波及効果が期待できるかという項目の点が、点数が伸び悩んだことにより合計点が合格点に達しなかったことが要因と考えられます。
ひさなが委員　不採択が 6 件あったということで、仕組みとして、例えばこう点数が伸び悩んだ時に、こういった方法であったらいけるんじゃないですかとか、そういう提案とかっていうのは申請の際にはもうできないような形になってるんですか。
市民活動推進課長　申請の時にもセンターのほうで内容については確認をして、条件等沿ってるかどうかっていうところについてアドバイスをしております。また、採択になりましても、その後随時で事業のほうは、募集をしておりますので、そこに向けてまたアドバイスを行っているところです。
ひさなが委員　はい、わかりました。では当初予算額は 400 万円で、決算額が 165 万 1,000 円で、地域コミュニティ創出事業に関しては 155 万 1,000 円が交付額となっておりますけど、やっぱ結構大きな開きがあると思うんですけど、その原因というか要因についてどのように分析をされているのか、お伺いします。
活動推進班長　当初予算額と決算額の差についてですけど、予算額と決算額に 234

万 9,000 円の差が生じた要因は、コミュニティ創出補助金の趣旨に照らし、地域の住民の交流促進や地域のつながりづくり、新たなコミュニティの創出につながる事業であることを審査した結果、当初の予算の見込みを下回る額となったためと考えられます。

ひさなが委員　予算をしっかり用意をして、実際にこう申請をされたけど不採択になった団体があるということで、地域の課題を解決したいという現状はそこにあったし、それに対する市の予算というのを用意をしていたと思うんですけど、実際には不採択になったものもあり、決算額としても半分を当初予算から下を切ってしまっている。これは、その制度の中身、もしくは最初のこう予算の持っていき方、どちらかにはやっぱり不備があったのではないかなと考えるんですけど、その点についてはどういう見解お持ちですか。

市民活動推進課長　当初予算につきましては、申請を見込みましてと、400 万円計上しておったところでございますけども、申請の段階で、要件、事業内容につきまして周知不足、また必要とする方に届いてないところもあったのではないかと考えております。この部分につきましては、市民活動支援センターのほうと、しっかりと連携しまして、地域の課題解決を行いたい、また活性化に取り組みたいという団体に届くような形を今後も続けていきたいと考えております。

ひさなが委員　最後にします。18 件相談があったっていうことは、あんまり周知不足ではないと思っていて、不採択が 6 件あって、それがそのまま不採択になってることのほうが、やっぱりもったいなかったのかなっていうふうに思ってます。それっていうのは、コミュニティをやっぱりしなきゃいけない、連携をしなきゃいけないっていうのは大きなハードルになってるのかもしれないし、その制度の中の、なんだ、審査にこう合致するかどうかっていうとこにハードルがあったのかもしれないし、もしくは、こう相談したあとにもう 1 回申請を出してもらうような、そこにハードルがあったのかもしれないし、そのどこかを解決すれば、本来はもう 6 団体ほどお金を使って何かこう地域の方が解決してもらうことができたんじゃないかなと思うんですけど、この令和 7 年度の決算を活かして、次どういった事業を作っていくべきかというか、行こうというお考えなのか、お伺いします。

市民活動推進課長　制度につきましては、利用者、また不採択になった原因等、先ほど言われた部分もありますけども、検証して次に活かせるような形を考えていくようにしております。不採択になったところの他団体との連携というところ、今要件として挙げております。その部分につきましては、単体で行うよりもより効果が上がる、それぞれの連携する団体の強みを活かせるというところで、より効果が高いのではないかと、担当課としては考えておりますので、その部分は、今年度、令和 8 年度は今引き続き同じ制度で行っておりますが、そのしっかりと団体の連携につきましては支援をしていきたいと考えております。支援というのは、紹介等でありましたり、そういったと

ころ、行う団体の取り組み内容で不足している、弱いところについて、こういう団体がありますという、紹介でありましたり、そういったところをしていきたいと考えております。

綾城委員　関連です。今、ひさなが委員からこの事業についてちょっと色々し指摘があって、これはちょっと私も実は同じことを思ってて、これ、元々は市民の力応援補助金から発出して、名前が変わって、で、中身が再々変わったというか、でね、ちょっとやっぱりわからなくなってきた。さすがにっていうか、やっぱりこう、簡単すぎてもどうかなと思うんだけど、なんか条件が色々なんかつきすぎて、使いにくくなっちゃってるなっていうのは率直にあるんですよ。で、その 1 つが、代表的なのが、やっぱりその他団体との連携。連携すればいいって、もう例えば形だけで連携すればいいってもんじゃないので、これはね、私、結構大きなハードルになてると思うんです。で、なんか、なんていうかな、その内容を見直せば見直していくほど、ちょっと使いにくくなっちゃってるなって思ってる、率直に、補助金が。で、昔、市民の力応援補助金って、結構こう、申請も多かったですし、活発にいろんな事業やられたってたなって思ってるんですよ。それが、やっぱりちょっとこう、見直しを何回もかけていくにあたって、だんだん、だんだん、なんかそこが見えてこなくなったなっていうのが率直な印象なですよね。だから、やっぱりちょっと、この事業のあり方についてっちゅうのは、ちょっとやっぱ今後考え直していかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、改めて部長でも見解を課長でも伺えますか。

市民生活部長　事業の見直しということで、毎年度事業については見直して、それが結果的に厳しいような形にはなってるっていうご指摘だと思います。とはいえ、また監査等もございまして、事業についてはより良い方向にしていかなくてはいけないということもあります。で、ただ綾城委員言われましたように、市民にとって使いやすいということもございますので、毎年考えてはいるんですけども、また次年度に向けても、またこの事業、どういった形がいいのかっていうのはまた色々考えていくようにしたいというふうには考えております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他ほか質問がございましたら。

橋本委員　主要な施策の報告書 21 ページ、決算書 82 ページ、地区集会所建設費助成金のことについて、予算現額は 203 万 8,000 円で、決算額は 109 万 2,790 円、執行率は 53.6 パーセントになります。この執行率が低いっていうのは、何か理由があるんですか。

市民活動推進課長　当初の予算計上といたしましては、沢江自治会と大泊自治会の補助として 103 万 8,000 円、それと災害時等の緊急時に備えて緊急修繕枠として 100 万円の合計 203 万 8,000 円を計上しております。今回、自治会のほうへ補助はいたしましたが、緊急修繕枠を活用しなかったことから、執行率が 53 パーセントとな

っているというところになります。
橋本委員　これは、どこかの地区が取りやめになったんじゃないんですね。
市民活動推進課長　はい、取りやめではございません。
橋本委員　それと、今、助成金のことなんです。今の地区集会所の助成金なんですが、これは助成金の 5 分の 2、最高で 400 万円、新築の場合です。これは、長門市が合併した時に決められたと僕は聞いておるんですが、それからもう 21 年経っておるんですよ。当時は、限度額が 400 万円、新築の場合で 400 万円、建設費総額の 5 分の 2 っていうのは良かったかもしれんけど、今はもう建築費が当時からしたら 1.6 倍から 2 倍上がっておるんですよね。21 年も経って、まだこんな状態だったら、これは本当の助成金になるのかどうか疑わしい。現在は、今、地域のコミュニティを最重要視されてます。コミュニティをするためには、やっぱり集会所が必要な、これは不可欠だと思うんですよね。それに対して、今の予算はちょっと低いんじゃないかという、前の回も確か僕は言ったと思うんですが、これの見直しっていうのは考えられないものかどうか、お聞きします。
市民活動推進課長　言われるとおり、物価高騰しておりまして建設費、修繕費等が上がっております。その部分につきまして、補助率、補助金補助額等のほうについては引き続き研究して、利用と言いますか、合うような形に持っていきたいと考えております。
橋本委員　副市長のちょっと意見をお聞きしたいんですが。
上田分科会長　橋本委員、それは最後に。後でお願いいたします。関連はございませんか。なければ、ほかの質疑がございましたら。
ひさなが委員　決算書 97 ページ、98 ページの第 19 目「諸費」、事業コード 010「防犯灯設置事業」ですが、令和 7 年度の設置数、更新数をそれぞれお伺いします。
市民活動推進課長補佐　自治会からの要望によりまして、新たに設置した防犯灯は 13 灯、それから自治会が管理する既存の防犯灯を LED に更新したものが 44 灯になります。
ひさなが委員　はい、わかりました。令和 7 年度は、この予算外と言いますか、予算から溢れたその申請というか、相談っていうのはありましたか。
市民活動推進課長補佐　新規設置につきましては、令和 7 年度は例年以上に要望が多く、1 つの自治会において相談がありましたけれども、予算不足と工期の関係上、次年度に要望していただくことになりました。LED の更新につきましては、全ての自治会からの要望に対応することができました。
ひさなが委員　はい、わかりました。結構需要が多い事業なのかなと思っていますし、やっぱり暗いとか危ないであったり、危険だっていう、そういう時代なのかなっていうのもあるんですけど、この予算額と決算額、若干足りてなかったっていう部分があると思うんですけど、その点について課長の見解をお伺いできればと思います。

市民活動推進課長　設置工事につきまして、令和 7 年度について工期の関係から翌年度に回したところもございます。その部分につきましては、要望等を事前に確認できるところは確認しながら、予算計上に向けて算定をしていきたいと考えております。
上田分科会長　関連はございませんか。なければ、ほかに質疑がございましたら。
尾﨑委員　決算書 84 ページ、主要な施策の報告書 23 ページ、まち・ひと創生推進事業についてお伺いします。市民活動支援センターの運営に、令和 7 年度から委託をされ約 1,756 万円が支出されております。事前に調査をさせていただいて、事前調査ではセミナー開催が 25 回、541 人、ワークショップ 18 回、1,360 人、ボランティア支援 29 回、279 人など、多くの実績が示されております。一方で、開催回数や参加人数だけでなく、その後、市民活動にどうつながったかを見る必要性があると思います。例えば、センターの支援をきっかけに新たに活動を始めた団体や既存団体の活動拡大、団体同士の連携につながった事例を市としてどの程度把握されているのか、お伺いします。
活動推進班長　センターを通じた活動内容については、例えば大津緑洋高校と NPO 法人ゆや棚田保存会、山口大学の学生や地域おこし協力隊の方々をつなげる事業を行っております。その事業について、その大津緑洋高校の探求に対する事業などについては、今年度も引き続きセンターを通じて行っております。このように、その毎年センターのほうが仲介をすることによって活動の輪が広がっていくと考えています。
尾﨑委員　はい、わかりました。参加人数だけでなく、その参加がその後の市民活動にどうつながったのか、令和 7 年度について、そうした成果を確認する仕組みや指標が設けられているのかどうか、そこをお尋ねします。
市民活動推進課長　指標につきましては、セミナーの開催、イベントの開催であったり、地域へのヒアリング等を設定しておりますが、その成果として測る部分につきましては設定はしていないところでございます。ただ、新たに市民活動団体が設立され、登録も団体も増えておりますことから、効果については現れていると考えております。
尾﨑委員　それでは、最後にちょっとお伺いします。約 1,756 万円を委託料として支出されておりますので、単に事業を実施したということだけではなく、委託したことで何が改善されたのかを見る必要があると私は思ってます。令和 7 年度の実績を踏まえて、委託による効果をどのように検証されたのかをお伺いします。
活動推進班長　市ではなくNPO法人であるセンターに委託したことによって、行政が直接支援するのではなく、行政と協働団体の間に立つ中間支援組織があることで、より市民に近い立場から柔軟な支援や団体間のコーディネートが可能になったものと考えています。また、その同じ団体が継続して運営していくことで、ネットワークのノウハウが蓄積され、より専門性のある支援を実施できていくと考えています。
岩藤委員　関連です。事業の中にイベントで夕涼みマルシェとして、こども縁日を開催をされたというふう書いてありますが、これの事業っていうか、それをする母体です

よね、どこが主となってやられたのか、まずはそこをお伺いいたします。
活動推進班長　夕涼みマルシェについてですけど、市民活動支援センターが主催となり、市民活動団体や地域づくり協議会、学生や子どもたちが関わってイベントを開催しております。
岩藤委員　わかりました。それでは、まず、これの目的ですね、その目的が何なのかをお伺いしたいと思います。
活動推進班長　目的としましては、市民活動の裾の拡大と市民活動支援センターの認知度の向上を目的としています。
岩藤委員　ちょっとこれ決算ですので、金額を聞くっていうのが通常だと思うので、この辺にかかった経費ですね、それがいくらだったのか、お伺いいたします。
市民活動推進課長　経費につきましてですが、それぞれの人件費、消耗品等の経費の報告は受けておるんですが、事業ごとに按分しての報告は受けておりませんので、お答えする数字は今持っておりません。
岩藤委員　これ、こども縁日という名前がついておりまして、その中でいろんなキッチンカーとかが参加する中で、アルコールもあるわけなんですよね。保護者の方からですね、これはある保護者の方が言われたんですけど、やはりこどもがも持って行くような感じではなかなか難しいというふうな声を聞いております。人丸まち協さんがやられる縁日は、ほとんどもう子どもの価格で、子ども同士が行っても、ましてやアルコールとかそういうものがないので、あそこなら安心していけるというふうな意見を聞いております。だから夕涼みマルシェが、まずどういう位置づけなのかっていう、ふるさと祭りもなくなってますし、市としてこのマルシェへの扱いをどのような感覚でいらっしゃるのかっていうことをまた再度ちょっとお伺いしたいと思います。
市民活動推進課長　マルシェのほうにつきましては、市民活動支援センターの周知を目的に実施しております。その中で、多くの方に集まっていただくというところで、副タイトルと言いますか、こども縁日という題をつけて、参加していただけるような催しと言いますか、出店のほうをしているところです。こども縁日というところでアルコールがあるというところについての意見というのはお伺いし、そちらについては次回の開催についての検討の材料として、次に向けて考えていきたい思っております。
綾城委員　関連です。はい。令和 7 年 4 月から、このNPOさんに委託して、このセンターの設置がこう開始されて、私だけかもしれませんけども、この議員の中でもここが何をやっていくのかなとか、何をやるのかっていうか、いまいちこうピンと来てないっていう人も大なり小なりおってのかなと。私はそのひとりですけど。それで、それはちょっと私がわかってないだけなのかなと思って、ちょっと活動を見てますけど、これちょっと確認です。で、この令和 7 年で人材育成と研修事業で、団体支援と相談事業。情報発信と交流事業の 3 本柱でやられているっていうところで、イベントについては、そういう、先ほど言われた夕涼みマルシェはセンターの認知度の発信とかね、そうい

うことでやられるんだってことはわかりました。このセミナー実施回数 26 回って書いてあるんですけど、これ、どういうことを、この 3 本柱のどこに入って、どういうことをやられてたのかっていうのをお尋ねしていいですか。
市民活動推進課長　セミナーにつきましては、主に人材育成というところになりますので、育てるというところでの活動の取り組みになります。
綾城委員　はい、わかりました。これはあれですか、なかなか、令和 7 年からの取り組みなんで、いきなり初年度から実績を出していくってのは大変なことですけども、割と参加者はいらっしゃるんですか。
市民活動推進課長　セミナーにつきましては、延べ数ですが、参加者の方は 541 名となっております。
綾城委員　はい、わかりました。では、ボランティア支援実施回数 29 回っていうのがあります。これはどういったことをされたのか、伺ってもいいですか。
活動推進班長　ボランティアの支援としましては、社会人を中心とした市民参加型のシテイプロモーション部「ええもんながもん」などの支援をしております。
綾城委員　ごめんなさい、私はちょっとよく聞こえませんでした。もう 1 回ちょっと教えてもらっていいですか。
上田分科会長　すいません、ちょっとマイクに近づけて発言をお願いできますか。申し訳ない。
活動推進班長　すみません。社会人を中心とした市民の参加型のシティプロモーション部である「ええもんながもん」の支援を行ったりしております。
綾城委員　わかりました。じゃ、最後に、協働の取り組み支援実施回数 12 回っていうのがあります。これはどういったことをされたのか、お尋ねします。
活動推進班長　協働団体の活動補助としましては、青山学院大学のボランティアサークル 12 名を対象として、令和 8 年 2 月に 10 日間の市民活動支援センターが主催、運営したボランティア活動を行っております。
綾城委員　わかりました。じゃ、ごめんなさい。あとは、団体支援相談事業っていうのも、この 3 本柱の 1 つになってます。この団体支援相談事業っていうのは、この令和 7 年はどういった団体がどういう相談をこうされるのかとか、受け付けておられるのかっていうところをちょっと伺ってもいいですか。
活動推進班長　主にはなりますけど、コミュニティの創出支援事業の申請をされる団体や、まちづくり協議会の集落支援員さんが相談に伺ったりされています。
綾城委員　はい、わかりました。じゃ、あれですか、この今、集落機能再生事業の例えば立ち上げとか、その後の運営とか、集落支援員さんがどういうことをやって、例えば夢プランで計画立てるとか、そういったことは、この全て、あれですか、このNPO法人あすなろながとさんが今やられてるんですか。
活動推進班長　はい。NPO法人はあすなろながとさんが伴走支援として行っており

ます。
市民活動推進課長　設立につきましては、市民活動推進課のほうが行いまして、その後の取組で、活動であったりとか、計画であったりとか、会議の進め方とか、相談があれば相談に乗るという形に、イメージになります。
綾城委員　わかりました。では、立ち上げは市民活動推進課がされるけども、立ち上がってからの支援については、今の NPO 法人あすなろながとさんがされるという理解でよろしいですか。
市民活動推進課長　市民活動推進課とセンターのほうで、一緒になって取り組んでいきます。
上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。
ひさなが委員　決算書 97 ページ、98 ページの第 19 目「諸費」、025「防犯カメラ設置事業」です。当初予算の審査時に仙崎小学校付近の市道と、ヒストリアながとの壁面の 2 台の更新を行う予定とされていましたが、まずこれは予定どおり実施できたのか、お伺いします。
市民活動推進課長補佐　工事内容が少し複雑なところもありましたので、着工が若干遅れ、着工までに少し時間を要しましたけれども、年度内にネットワーク型カメラへの切替えを行うことができました。
ひさなが委員　はい、わかりました。この市内にあるこの事業で設置したカメラの点検とかっていうのは、どのようにされているのかお伺いします。
市民活動推進課長補佐　現在は、定期的な点検等は行っておりませんけれども、警察からの依頼によって録画データを抽出する際に、現地でカメラの状態を確認しております。また、ネットワークカメラの切替後は、事務室内にネットワークレコーダーを設置しておりますので、それでリアルタイムで異常を検知することができるようになっております。
ひさなが委員　今回の更新されたネットワークカメラだと異常が出た場合はわかるけど、それに更新されてないカメラというのは、実際に動いているかどうかっていうのは行ってみないとわからないっていう状況ですか。
市民活動推進課長補佐　はい、現地での確認になります。
ひさなが委員　はっきりその数がわからないんであれですけど、やっぱりいろんな犯罪が起きたりする中で、その点検を定期的に行わなくて、いざという時にそれを、ネットワークじゃないカメラが動いてなかったみたいなことになると、すごく怖いのかなと思うんですけど、その辺りの点検の必要性であったり見解をちょっとお伺いできればと思います。
市民活動推進課長　言われるとおり、必要があった時に必要な情報が得られないということになれば課題となります。ただ、カメラにつきましては市内 8 か所、ネットワーク型に切り替えてないところで 6 か所になりますが、高いところにつけておりますので、

再々確認するということはできておりません。その部分につきまして、警察からの依頼等でデータの確認時に合わせて確認するという方法で現在は行っております。
ひさなが委員　その警察からの確認時に、録画データを抽出する際に確認をするっていうことは、結構頻繁にあって、頻繁にその状態を確認できているものなんですか。それとも、それが年に 1 回とかだと怖いのかなと思うんですけど、頻繁にそれがあって動いてるんだって確認できていればいいんですけど、それについてはどうですか。
市民活動推進課長補佐　警察からの利用依頼につきましては、令和 7 年度 9 件ほどございました。
ひさなが委員　その 9 件は、1 件あったら全部のカメラをされるっていう認識ですか。それとも、その 1 個のカメラで 9 回申請をされたのか。要は、1 回も確認をしてないカメラっていうのは存在するのかどうか、令和 7 年度で。
市民活動推進課長補佐　防犯カメラの設置箇所で言いますと、4 件ほどありましたので、9 件中 4 か所を確認しているということになります。
ひさなが委員　では、それがないところは確認がやっぱり 1 年間されてないっていう認識でいいのかなと思いますけど、その点の対応というのはちょっと考えていただきたいなと思うんですけど、ちょっと見解をお伺いします。
市民活動推進課長　委員の言われるとおり、確認できてないカメラというのがあります。その確認につきまして、タイミングを見ながら確認をするような形、体制と言いますか、フローについて検討して実施していきたいと考えております。
上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。
ひさなが委員　決算書 99 ページ、100 ページの第 27 目「市民生活費」の 010「市民相談事業」についてです。令和 7 年度の相談を受ける体制がどうだったのか、お伺いいたします。
市民相談班長　市民相談の受付体制ですが、本庁 1 階 6 番窓口にて、電話窓口で相談を受け付けています。消費生活相談、またホームページからの問い合わせも含めて対応しており、正職員 7 名のほか、市民相談専門員 1 名、消費生活相談員 1 名で対応しています。
ひさなが委員　では、令和 7 年度の相談件数やその内容の分類等についてお伺いをいたします。
市民相談班長　令和 7 年度の相談件数は 529 件となっています。市民相談は 217 件で、夫婦離婚相談が 4 件、消費生活相談が 212 件、DV 相談が 96 件となっています。主な相談内容としましては、近隣トラブル、樹木や騒音、境界、空き家、空き地の管理が多く、また相続の相談も多くなっています。
ひさなが委員　はい、わかりました。529 件の相談があって、それが多いのか少ないのかっていうのがちょっとあれですけど、今と言うか、令和 7 年度の相談を受ける体制についてさっきお伺いしましたけど、やっぱりその体制で十分処理ができる、529 件

というのは件数なのか、それともやっぱりちょっと手に余るぐらいの件数なのかっていうのは、どういった見解ですか。
市民活動推進課長　相談体制につきまして、専門相談員、市民相談について１名、消費について　1　名、相談員を設置し、また正職員のほうがフォローに入る形にしております。単純に言えば、1 日あたりに 1 件少し、1 件ちょっとの相談が来ているというところですが、現在の相談件数では、相談体制において処理可能と考えております。
上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかにご質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、市民活動推進課所管全般にわたり、ご質問はございませんか。
橋本委員　先ほどの地区集会所建設助成金のことについて、副市長にその意見を伺いしたいと思います。よろしくお願いします。
副市長　先ほど委員からご指摘がありました、いわゆる集会所の建設費、これはもう皆様ご存じのとおり、物価高等を含め、事業費の総額も上がっていることは十分承知はしております。その中で、合併以来、この 5 分の 2 以内、改修については上限 100 万円という形で進めてまいりましたことは、ご案内のとおりでございます。ただですね、こういったものは、例えばここに紹介しておりますけれども、自治総合センター、こちらの助成制度、コミュニティ助成事業においても、これは上限が 1,000 万円というかなり大きなものではございますけれども、こういったところのこれまでの事業費の助成金額の推移とか、一般コミュニティ助成事業についても、私ども常々、それぞれの集会所から申請が上がったものをセンターのほうにつないでおりますけれども、これも 100 万円から 250 万円という形で、私、詳細は存じ上げませんけれども、確かこれはあまり変わっていないんではないかと思います。そういった国の制度の動き等も注視しながら、おっしゃったことについては十分認識はしておりますので、今後、予算査定なりの中で、その辺りは検討してまいりたいというふうに考えております。
上田分科会長　ほかに、全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、市民活動推進課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

― 休憩　10:37 ―
― 再開　10:38 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民窓口課の所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
市民生活部長　それでは、補足説明いたします。決算書 127 ページから 130 ページになりますが、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」は、令和 6 年度と比較しまして、歳出が

約 1,260 万円の増額となっております。増額の要因につきましては、令和 7 年度から本格的にスタートしました、市民が書かない、待たない窓口サービスを実施するために会計年度任用職員を雇用したことによるものです。

上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

ひさなが委員　決算書 153 ページ、154 ページの 7 目「老人医療費」、の 030「後期高齢者心電図検査」についてですが、まず、令和 7 年度検査を受けられた方の人数と、あと前年度との比較についてお伺いします。

市民窓口課長　令和 7 年度の受診者数は合計で 1,032 人でした。令和 6 年度は個別医関のみで 521 人でしたが、令和 7 年度は個別医療機関で 813 人、集団検診で 219 人となり、全体で 510 人の増加となりました。

ひさなが委員　わかりました。当初予算時に、今回の市民窓口課さんにこう移行するメリットについても伺いがあって、それについてこうお答えをされていますけど、そのメリットを十分に活かすことができたのかどうか、その分析についてお伺いします。

市民窓口課長　すいません、先ほどの全体数なんですが、519 人と申し上げましたが、511 人の誤りでございます。申し訳ございません。今のご質問ですけれども、後期高齢者心電図検査事業の分析についてお答えをいたします。当初予算審査時にお示しした受診しやすい環境づくりと効率的な事務処理というメリットが活かせたかとのご質問ですが、事業の実施段階を踏まえてご説明いたします。まず、令和 6 年度は、年度の途中から事業を開始したという特殊な事情がございました。そのため、心電図検査単独の受診券をお配りし、個別に対応するという形でのスタートとなりました。所管替えにより、令和 7 年度は後期高齢者の健康審査と心電図検査を一体的に実施したことにより、受診者の皆様はワンストップで検診を受けられるようになり、利便性が向上しました。行政側も医療機関との調整や受診券の発送といった事務が一体化され、業務の効率化が図られました。

綾城委員　関連です。これは心電図が、これ心電図を入れて、これは元々がそのACS、急性心筋梗塞ですかね。そこの、なかなかこの今この萩・長門の医療圏の中でカテーテル治療が 24 時間体制できないんだというところで、やっぱり早期発見が必要であるというところからこれを新規で導入されたっていうふうに経緯を思ってます。今 500 何名が受けられたということですけれども、1,000 人、1,000 人、500 何人から 1,000 名に増えたんですかね。ですか、すいません、やっぱりこれはやっぱり早期発見。そして早期治療につなげていくっていうことが、やっぱりこの今のこう医療過疎地というかところで非常に大変大切なこの事業の 1 つだろうというふうに思ってますけれども、この今の増えたということですけれども、今この人数について、十分であるのか、さらにやっぱり受けてもらわなきゃいけないのか、その担当課の見解を伺います。

市民窓口課長　はい。医学的な、専門的なことはちょっとわかりませんけれども、心電

図検査によりまして心房細動という部分でわかりまして、医療をその軽い部分で見つけるということで、やはり高齢者の皆様方にはたくさんの方に受けていただきたいと担当課としては思っております。
綾城委員　わかりました。じゃ、今後さらなる周知を図っていただきたいと思いますけれども、今後の取り組みについてお伺いして終わります。
市民窓口課長　これまで同様に、色々な方面で啓発活動を行ってまいりたいというふうに思っております。
上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ございませんか。今一度、市民窓口課所管全般にあたり、ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で市民窓口課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。休みを挟みます。55 分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

― 休憩　10:44 ―
― 再開　10:51 ―

市民生活部長　それでは、歳出の増減の大きな事業等についてのみ補足説明いたします。まず、決算書 177 ページからの第 6 目「環境衛生費」につきまして、180 ページに事業コード 045「合併処理浄化槽適正管理補助事業」において、「浄化槽適正管理費補助金」の新設、事業コード 900「環境衛生費」において、新規事業として「地球温暖化対策実行計画」の「計画策定業務委託料」、さらには、「猫の不妊去勢手術費補助金」の拡充等により、約 2,319 万円の増額となりました。次に、187 ページからの第 2 目「塵芥処理費」につきまして、190 ページの事業コード 700「清掃工場維持管理費」、192 ページ、事業コード 710「リサイクルセンター維持管理費」、同じく事業コード 720「最終処分場維持管理費」につきましては、それぞれ施設整備工事費の減により生活環境課分として約 853 万円の減額となりました。なお、課全体としての歳出は、前年度と比較して約 2,201 万円の増額となっております。
上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。
田村（継）委員　決算書 180 ページの 6 目「環境衛生費」、事業コード 900「環境衛生費」先ほどご説明していただいた猫の不妊去勢手術補助についてお伺いいたします。まず、令和 7 年度、応募はどれぐらいあったのか、申し込みがどれぐらいあったのか、お伺いいたします。
環境衛生班長　実績件数として、オス 110 匹、メス 163 匹の合計 273 匹の申請がありました。
田村（継）委員　個人の方の申し込みと、団体の方の申し込みがわかればお願いいた

します。
環境衛生班長　個人の方、地区別に、三隅地区が 6 匹、長門地区が 22 匹、日置地区が 19 匹、油谷地区が 22 匹、そして団体が 204 匹となっております。
田村（継）委員　はい、ありがとうございます。猫の申し込み数はわかりました。申請された人の数はわかったらお願いできますか。
環境衛生班長　個人の人の数ですが、実人数で言うと 37 人で、延べが 49 回となっております。
田村（継）委員　ではこの補助のほうは、予算の執行率が 99.9 パーセントとなっていて、ほぼほぼ上限に達していると思いますが、年度内のいつ頃上限に達したのか、お伺いいたします。
環境衛生班長　交付決定額の累計が 299 万 9,000 円になったのは、令和 8 年の 3 月 19 日なのですが、3 月の年度末に団体のほうが一斉TNRの分の予算を確保してほしいという要望がありましたので、一般個人の受付は令和 7 年の 12 月 11 日に締め切りました。
田村（継）委員　では、一般の方は、令和 7 年 12 月 11 日のほうでも予算のほうはマックスになったということで、そのあと、年度内に続いていたと思いますが、その年度内にさらなる応募、まだしたいよっていう方、いらっしゃったのかどうか、お伺いいたします。
環境衛生班長　冬の間だったので、1 月、2 月はそれほどではないけど、数件ほどお断りさせていただいて、3 月に近づくとまた申請が増えてくるんですけど、3 月の方はちょっと 4 月まで待っていただくような形で処理させていただきました。
田村（継）委員　わかりました。年度内に要望のあった方は、ちょっと申し訳ないけれども、次年度のほうに繰り越していただいたといったところだと思います。この補助のほうは 50 万円から大体 300 万円に増やしていただいて、多く規模を拡大したのかなと思うのですが、それに見合う効果があったのか、予算の適正はどうだったのか、課長さんのご見解をお伺いできればと思います。
生活環境課長　この事業につきましては、動物愛護っていう部分はもとより、生活環境の改善っていうところ、猫の発情期における鳴き声でありますとか糞尿等のマーキングにおけます、その匂いでありますとか、そういった生活環境の改善という部分で非常に重要な事業であるというふうに取らえております。効果というところで申し上げますと、まだまだ実際にそういった飼い主のいない猫が確実に減っているというふうな状態はまだ見えていない状況でございますので、我々としましては、引き続き継続して、事業を行いたいというふうに考えております。
林委員　ネコの不妊去勢手術補助については、事前手続きの簡略化とか、制度を抜本的に見直した結果、前年度から利用額を急増して、生活環境の改善に大きな成果を上げた取り組みということについて、私自身、非常に高く評価をさせていただいて

ます。予算枠を使い切るほどの高い需要があったことを踏まえると、今後の予算確保の考え方と地域での野良ネコ等、さっき課長おっしゃいましたように、まだまだ地域での野良ネコトラブル解消に向けた市民やボランティア団体との協議推進にこれまでどのように取り組んでこられたのか、令和 7 年。そのあたりの見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

生活環境課長　今回のこの事業につきまして、1 番重要な部分は、今委員にお伝えしましたその生活環境の改善という部分で考えております。当然、飼い主やネコに対するいろんなその苦情等もございますが、やはりその餌やりでありますとか、あとはその地域団体の方のご意見等も聞きながら、今後色んな形で検討をしていくことが必要であるなというふうには考えております。

林委員　ちょっと予算枠の考え方について。

生活環境課長　こちらの予算の関係なんですけども、昨年、令和 7 年度から大幅に予算を拡張したところでございます。成果の部分もあるんですけども、まずは、今年度もございますので、その状況を見ながら今後また慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

林委員　では私からは最後にします。野良ネコ被害に悩む自治会とか、地域住民からは、捕獲や病院への搬送の術後の管理などを個人で行うと、このハードルの高さっていうのがこう指摘をされております、ボランティア団体に負担が集中しないように、市として地域ネコ活動、地域での管理する仕組みですね。この周知モデル、地区の設置とか、あるいは捕獲機の貸し出しとか、相談体制の強化にどのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねします。

生活環境課長　まずは市民の方からのそういった苦情であるとか、そういった部分をしっかりとお聞きしながら、市として、担当としてできることを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

上田分科会長　林委員、よろしいですか。

林委員　もうあれ以上答えならないでしょ。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかの質疑がございましたら。

岩藤委員　それでは、決算書 194 ページで、主要な施策の報告書については 95 ページ、「ゴミステーション整備費補助事業」についてお伺いいたします。補助上限額を 5 万円から 10 万円に拡充したことで、補助件数は 6 件から 19 件に増えておりますけど、市はこの増加をどのように分析し、制度拡充の効果をどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

廃棄物対策班長　増加の原因は、自治会の費用負担が軽減されたことで、これまで潜在的にあったステーションを新しくしたい、直したい、環境を良くしたい等のニーズを掘り起こすことができたためと分析しております。また、ご承知のとおり、ゴミステー

ションの管理主体はあくまでも地域の自治体です。その観点から、補助件数が大幅に増加したという結果は、ゴミ出しの環境の改善という直接的な効果はもちろんのこと、ゴミステーションの自主管理という意識を地域に改めて根付かせ、自治体の皆様の主体的な活動を活性化させるという点においても、極めて大きな成果があったと評価しております。

岩藤委員　それでは予算減額が 320 万円に対して決算額が約 206 万円となっており、執行率が 64.3 パーセントとなっております。予算を下回った理由と今後の予算規模をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

廃棄物対策班長　令和 7 年度は補助金を拡充した初年度でしたので、前年実績の 9 基を参考に少し多めに 15 基分 150 万円を当初予算として計上したところですが、5 月下旬には早々と予算がなくなったため、9 月に 170 万円増額補正しております。補正をする際、自治会に対し意向調査を実施し、12 自治会から 17 基の要望があったのですが、補正後に申請があったのは 7 基分にとどまり、結果として要望がありながらも整備に至らなかった 10 基分が未執行となり、約 115 万円の予算が使われずに余ってしまったという状況でございます。また、今年度の予算規模につきましては、要求前の意向調査を実施しており、それを参考に計上しているところです。

岩藤委員　わかりました。それでは地区別では、長門地区が 10 件、三隅地区が 5 件、日置地区が 3 件、油谷地区 1 件と差があるんですね。この地域差の要因をどのように分析されているのか、また制度の周知に地域差があるのか、お伺いいたします。

廃棄物対策班長　今、委員ご指摘の件数の差について、市としては要因の分析は行っておりません。どこのステーションを整備するかは、それぞれの地域の事情や自治会内での合意形成の状況によって決まるものです。したがって、件数の差は特定の地区に偏ったというよりは、それぞれの地区のニーズが、それぞれのタイミングで顕在化された結果であると捉えております。また、制度の周知につきましては、全自治会に文書で通知するなど、市内全域に公平に行っており地域差はございません。

岩藤委員　はい、わかりました。それではですね、補助件数が増えたことが成果として示されておるんですけど、ごみステーションの整備によって具体的にどのような環境改善があったのか、またカラスなどにですね、ごみ散乱とか、自治会からの苦情が減ったとか、そういう効果があるのか把握をしていらっしゃるのか、お伺いいたします。

廃棄物対策班長　本事業は、各自治会のごみステーションの整備に係る課題に対し支援するものです。例えば、カラス対策、老朽化に伴う修繕又は景観の改善など、その目的は各自治会によって異なります。そのため、市が特定の指標、例えばごみの散乱が何件減ったかというような形で統一的な効果測定を行うことは実施しておりません。また、補助件数が増加したこと自体が多くの地域で課題解決に向けた活動を活性化した証であり、これを最も重要な成果として評価しております。

岩藤委員　それでは、最後の質問です。ちょっと先ほどと被るかもしれません、補助対

象が整備費の 2 分の 1、上限 10 万円となっておりますけど、自治会によっては残りの自己負担が整備の障害になっている可能性があるのではないかなというふうには思うんですが、申請を断念した自治会や相談件数については把握をされているのか、お伺いいたします。

廃棄物対策班長　当初から、申請を断念した自治会のケースについては把握はしておりません。令和 7 年度に希望したにもかかわらず整備に至らなかった自治会への聞き取りからは、自治会内での合意形成が今年度はできないといった理由がほとんどでした。また、令和 7 年度に整備された 27 基のうち、費用が 20 万円を超えたのは 6 基しかなく、残りの 21 基は補助上限額の 10 万円に満たないという状況であったことから、現行の上限 10 万円という補助水準は、多くの整備実態に即した妥当なものであると考えております。

上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかの質疑がございましたら。

田村継委員　決算書 180 ページ、第 6 目「環境衛生費」、事業コード 045「合併処理浄化槽維持管理費補助事業」についてお伺いします。こちらの事業、事前に書類のほうで伺っていたんですけれども、申請され交付されなかった件数が 31 件とお伺いしているんですが、その理由を市としてはどのように分析しているのか、お伺いいたします。

環境衛生班主査　交付 31 件の内訳ですが、まず税の滞納が 10 件、法定検査の未受件が 7 件、二重申請が 2 件、設置場所と住民票が不一致であったのが 3 件、保守清掃未実施があったのが 9 件の計 31 件となっております。

田村継委員　わかりました。内訳のほうは把握させていただきました。その中で、法定検査を受けていない方がいらっしゃったということですが、環境衛生課さんは、そういった方たちに何か指導と言いますか、アドバイスみたいなものをされたりするもんなんでしょうか、お伺いします。

環境衛生班主査　この法定検査に関しては、県の浄化槽協会と一緒に生活環境課も合わせて通知文を出しており、周知をしております。

上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。

林委員　決算書 179 ページ、180 ページの第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 7 目「斎場費」、事業コード 010、700、720、730 についてお尋ねいたします。令和 7 年度決算においてはですね、長門斎場をはじめ 4 斎場の維持管理費が支出されておりますけれども、一部斎場で発生した火葬技師の欠員対応とかですね、接遇、衛生面での質の向上が過渡期の課題として、これは浮き彫りになっております。令和 7 年度の委託執行実績や現場課題の検証を踏まえて、火葬を止めない人員バックアップ体制や質の高い接遇が令和 9 年度からの新契約で確実に履行されるように、令和 7 年度決算の反省を今後のモニタリング、いわゆる履行点検あるいは指導体制にどう生かしていくお考えなのか、お尋ねいたします。

生活環境課長　斎場の維持管理についてのご質問でございますが、現在、市のほうでは斎場について統合という方向で今色々進めているとこでございまして、その中で、これまでも委員の皆さんから色々なご意見をいただいた中で、やはり斎場という場所が人生最期の場所であり、非常にサービスの向上という部分については必要不可欠なことであるというふうなご意見をいただいてるところでございまして、今委員が言われました色んなそういった状況等も、確実に我々としては、その斎場の運営に関して、その維持がしっかりとできるような形で今後運用していくような方向を今考えているところでございます。

上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、生活環境課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。

林委員　副市長にお尋ねします。2 点ほどよろしいですか。先般の一般質問でも、事前に私は、決算委員会もあるからこの話はまたそちらでっていうふうなお話をされてますので、約束をちゃんと守りたいと思います。令和 7 年度に執行されました斎場関連事業についてはですね、この決算においては、長門斎場の施設設備改修事業が執行されたほかですね、長門、三隅、日置、油谷の市内 4 斎場の火葬業務委託料を含む維持管理費が支出され、市民生活の重要インフラである斎場施設の安全維持と安全運用に努めてこられました。この点は一定評価しております。公共調達において、単なる価格競争による買いたたきやサービス低下、いわゆる安かろう悪かろうを避け、一定のサービス水準や安全なバックアップ体制を担保していくことの重要性は、私は理解しておりますけれども、同時にですね、これまで限られた予算条件の中で、市民の人生最期の場を支え、地域社会に貢献してこられた地元事業者の実績とご努力というのはですね、正当に評価されないといけないと思っております。令和 7 年度決算における、これら最初の関連事業の執行成果とですね、これまで地域を支えてこられた地元事業者への評価をどう捉えているのか。まず、この点について、副市長に見解をお尋ねします。

副市長　人生最期を迎える場の運営について、今委員ご指摘のとおり、地元の事業者様に本当に長い間ご苦労をおかけし、運営してこられたことに対しましては、最大の敬意と謝意を表したいと存じます。この度、議場でも申し上げましたけれども、来年度以降の運営についてプロポーザルという形で業者選定を行ったところですけれども、残念ながら手を挙げてこられなかった。これについては、議場でも申しましたけれども、一定期間時間を置いて、猶予させていただいてご検討いただいたんですけれども、最終的には手を挙げられなかった。この点については、甚だ残念でございます。また、先ほど申し上げましたとおり、これまで行われてまいりましたその運営については、最大の敬意を表したいと思います。確かに、最後と言ったら失礼ですが、令和 7 年度においても結構、火葬技師さんの高齢化に伴いまして、一定期間の休場というこ

とを余儀なくされた斎場もございました。その点、本当に大変なことだったなと。この高齢という中で、なかなかこれを自分がやろうという形で手を挙げられる方がいない中で、最後まで勤めてこられたことに対しましては、その火葬技師さんに対しましても、最大の敬意と謝意を表したいと存じます。この令和 7 年度決算、最後の決算になりますけども、一部の斎場が最後になりますけれども、そういった成果を、これまでの結果、それと運営してこられたこういった財産を、新しく手を挙げてこられた業者さんにも十分プロポーザルで伝えているつもりでございます。そういったところ、特に令和 7 年度の結果を踏まえて新しい業者には伝えていきたいというふうに存じます。

林委員　先ほど、副市長の質疑の前に、担当課のほうに、課長のほうに令和 7 年度決算の反省を今後のモニタリングにどう生かしていくのか、いわゆる履行点検、それから指導体制、どう生かしていくのかってお尋ねしました。改めてですね、今、副市長も若干触れておりますけれども、この令和 7 年度の決算というのは非常に私、今後の斎場管理については非常に重要な年度だったというふうに私自身理解しております。したがってですね、今後それらも色々、さっきこの令和 8 年度当初の時にも色々当時の部長が色々課題や問題点を縷々お述べになっておられましたが、それを踏まえてですね、今後それらをどういうふうに来年度からの新体制、どういうふうに生かしていこうとされているのか、ちょっと具体的にお尋ねして、質疑を終わらせていただきます。

副市長　当時の担当部長が縷々申し上げましたので、その点は皆様ご理解いただいていると思いますけれども、私として今回の令和 7 年度決算、それとこれまでの地元事業者がやってこられた実績を踏まえて、今、プロポーザルの時にも私、その委員長でございましたので、その事業者に対しては申し上げましたけれども、最大のポイント、今後の斎場運営について欠かしてはならないこと、その点につきましては一応 2 点挙げております。1 つは、バックアップ体制です。先ほどちょっと触れましたけれども、高齢化を起因として入院を余儀なくされた火葬技師さんもいらっしゃいました。その間、休場せざるを得なかった。そして、長門斎場で全部それを受けたという形でございました。その点について、特に今度は、油谷斎場はまだ 1 年ございますけれども、最終的には長門斎場に統合する、こうした時に、こういう事態がもし長門斎場で起こると、これはもう人生最期の場を迎えていただくところなのに、それが休場ということになることは絶対にあり得ないということで、バックアップ体制については念を押したところでございます。それともう 1 つは、接遇でございます。これまでのことを決してどうのこうの言うことはございませんけれども、やはり最近の社会情勢と言いますか、感情として、やっぱりもうとにかく最近は、高齢化に伴って葬儀の場が大変増えております。そうした中で、やっぱり残された遺族の方々にとりましては、穏やかにお見送りをしたいという気持ちの中で、それを十分に寄り添った形で支えていかなければいけないのは、やはり斎場の職員の方々でございます。そういった方々の接遇一つで、最期を迎えていただく場がいろんな形、いろんな感情が出てきてしまうのは大変残念なことでご

ざいますので、それがないように何とか接遇についてはしっかり徹底してほしいということは申し上げました。この 2 点について、是非とも新しい業者には遵守していただきたいと、私は考えているところでございます。

上田分科会長　ほかに全般にわたり、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、生活環境課所管の審査を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

― 休憩　11:20 ―

― 再開　11:21 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長　補足説明をさせていただく前に口頭になり大変申し訳ございませんが、2 点ほどお詫びと訂正をさせていただきます。1 点目ですけれども、主要な施策の報告書の 58 ページ、事業名「障害者福祉タクシー助成事業」の事業の成果と課題におきまして、人工透析者の利用率については 15.2 ポイント上昇したと記載しておりましたが、2.8 ポイント上昇したとの誤りでございました。同じく 2 点目でございますけれども、主要な施策の報告書の 59 ページ、事業名「障害福祉サービス等給付事業」の事業の成果の行中でございますが、就労継続支援 B 型の利用実人数を 124 人と記載しておりましたが、142 人の誤りでございました。今後このようなことがないように注意いたします。大変申し訳ありませんでした。それでは、地域福祉課の決算状況について補足説明をいたします。民生費の歳出の決算額は約 64 億 9,900 万円で、一般会計全体の 27.4 パーセントを占めております。このうち、地域福祉課所管分である「社会福祉費」、「社会福祉費」、「保護費」、「災害救助費」の令和 7 年度の歳出決算額は約 25 億 8,600 万円で、民生費全体の 39.8 パーセントを占めている状況です。

所管分の決算額は、前年度と比較しまして約 2 億 1,300 万円の減となっております。この主な要因といたしましては、令和 6 年度に住民税非課税世帯及び低所得世帯等に対する物価高騰対応に伴う給付金給付事業を実施しましたことから、前年度比 2 億 1,043 万円の減額になったことによるものです。詳細は、決算書 137 から 148 ページ、153 から 156 ページ及び 167 から 170 ページ、主要な施策の報告書におきましては、58 から 61 ページ及び 83 ページに記載のとおりでございます。以上で補足説明を終わります。

上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。た。

田村(継)委員　決算書 146 ページ、3 目「障害福祉サービス費」、事業コード 025「地域生活支援事業」、この中の日常生活用具給付等事業についてお伺いいたします。まず、令和 7 年度協議会の中で話し合われた時にどのような品目が必要だったのか、どのような話し合いが行われたのかをお伺いいたします。

障害者支援班長　全ての項目について協議会の中で取り扱っておりませんが、担当課として把握していることを含めて令和 7 年度中に対象種目の追加につきまして、すでに利用されている現状を含めまして、利用家族により紙おむつの対象者の拡充、医療的ケア児の保護者より予備電源の購入補助、DFree を利用されている実態の合わせて 3 件について、また、基準額の見直しについては、市内薬局から、紙おむつの単価が上がっているため基準額を上げてほしいとの要望が 1 件ありましたことを確認しております。

田村(継)委員　先般の一般質問でも提案させていただいたように、令和 9 年度に向けて、この日常生活用給付等も今のところ見直しをしていただいてるところであると思います。いい方向に進むのかなと私自身は期待をしているところです。先ほど、私たち議会のほうにも、先ほど述べていただいた DFree の要望等が上がってきました。協議会の方のでは 1 件あったんですかね、件数が挙げられたのが。まあなかなか件数が少ないというところだったと思います。しかし、件数が少ないからといってニーズが決してないというところではないと思います。例えば、この排泄予測システムですかね、こちらのほう、下関のほうでは品目のほうに加えられてると聞いております。今現在、日常生活給付の品目を見直しているところだと思います、この見直したところ、令和 9 年度に活かしてもらえるとこだと私は思っておりますが、今現在見直していただく中で、この日常生活給付、必要な項目を、協議会の中で挙げられた項目をしっかりと反映していただいて、私たちのところにも要望がありました。こういったところをしっかり反映していただいて、令和 7 年度の決算を基に令和 9 年度に反映していただきたいと私は思っております。もし、回答なかなか難しい、いただくのは難しいかもしれませんが、もし回答いただけるんであればコメントお願いいたします。

地域福祉課長　これ、先般の一般質問で市長が答弁したこと以上のことは、私も申し上げられませんけれども、今担当が言いましたように、予備のバッテリー等に関しましては、この 7 月の末に熊本地震も起こりました。こういったことも想定しながら、やっぱりこう緊急性とかそういったものを一番考えて、今、令和 9 年度に向けて予算化を検討している段階でございます。ですから、こういった世の中の状況であったりとか、下関のことをおっしゃいましたけれども、県内他市の状況、それから、少ないとはいえおっしゃったようなニーズ、当然予算。経費っていうところを総合的に判断して、必要なものを今後、検討して追加していけるようにして、今いうこと以外にはないかなというふうに担当課としては考えております。

ひさなが委員　関連です。今、地域生活支援事業、日常生活用具給等事業でよろし

いですよね。基本的なことでちょっと申し訳ないんですけど、令和 7 年度のこの事業について給付の対象となる費用なんですけど、その用具本体の購入費そのものなのか、それともレンタルとかそういったものの月額というか、そういったものも対象になるのか、ちょっとその仕組みについてちょっとお伺いできますか。

障害者支援班長　本事業における給付対象費用は、長門市日常生活用具給付事業実施要綱に基づきまして、原則として用具本体の購入費及び貸与、レンタル料となります。取り付け工事費などの付随費用は基本的には自己負担となりますが、居住生活動作補助用具のように、設置にかかる小規模な住宅改修費を含めて給付対象としている品目もございます。

ひさなが委員　はい、わかりました。今、取り付け工事費などの付随費用っていう点も、給付対象としている品目もあるっていうことなんですけど、似たようなもので、導入時にサポートがやっぱ必要となるものがあったりだとか、そのサポートがないと物だけ渡されても使えないよっていうものってのあると思います。そういった話を聞いてるんですけど、その購入にサポートが一体となった契約をしている場合、その給付対象となる費用をどのように判断されるのかについてお伺いをします。

障害者支援班長　本事業の給付対象は、要綱に定められております用具の購入費及び貸与料でありまして、導入時の設定や指導といったサポートにかかる費用は原則として給付対象に含んでおりません。用具本体とサポートが一体の契約でありましても、給付対象は用具本体に要する費用のみの基準額の範囲内で判断しております。

ひさなが委員　わかりました。では次に、用具以外の消耗品と、やっぱり毎日使っていくものっていうのもあると思うんですけど、そういったものは給付の対象になるのかどうか、お伺いをします。

障害者支援班長　ストーマー装具や紙おむつなどの排泄管理使用用具が継続的な費用、消耗品の給付対象となっております。これらの用具につきましては、用具本体の給付上限とは別に、要綱の別表第 1 で月額の基準額が定められており、この範囲内で継続的に給付を行う仕組みとなっております。

ひさなが委員　はい、わかりました。あと、様々要件はあると思うんですけど、手帳の所持や障害の程度、疾病、年齢など、どのような基準で給付の可否を判断をするものなのか。あと、それに伴って、医師の意見や本人の、困り事の感覚、家族の負担であったりっていうのは、その判断に必要なものとなるのかどうか、その点についてお伺いします。

障害者支援班長　給付の可否につきましては、長門市日常生活用具給付事業実施要綱の別表第 1 に定められた用具ごとの対象者要件、障害者手帳の等級、障害種別、疾病年齢などですが、それに基づきまして判断しております。用具の必要性につきましては、申請時に提出していただく医師の診断書や、市職員がご本人やご家族から日常生活の状況を伺う調査等により確認しております。なお、介護保険制度で同様

の給付が受けられる場合は、そちらが優先となっております。
綾城委員　ちょっと課長にお尋ねします。さっき田村継議員から日常生活用具の話がありました。ごめんなさい、ちょっと私は聞き取れなかったんでね。もう 1 回ちょっと同じ質問するかもしれないんですけど、令和 7 年と、この今回所管事務調査でも、非常用のバッテリー、医療的ケアの方ですね、も要望させていただいて、先ほどご答弁でも、今年は紙おむつの価格のこととか、例えば DFree のことについて要望が担当課にもあったということです。で、今回、うちの議会に対しても、2件、お 2 人の方から、この DFree のを、日常生活を入れてほしいという要望が正式にありました。で、そのことで今田村継議員からも質問がなされたというふうに思いますけれども、この日常生活用具についてというのは、様々な要望が上がるものではあるだろうとは思ってるんですが、もう 1 回聞きます。このバッテリーはもう一般質問聞きましたからいいです。で、この DFree と紙おむつの件についても、今後前向きにやっぱり検討していってほしいなというふうに思ってるんですけれども、改めてちょっと、課の見解を伺います。
地域福祉課長　決算の場ですので、こういう、今後どうするっていうのはちょっとこの場では申し上げられませんけれども、方向性としては、先ほど申し上げました通り、少数の意見であれ、やっぱりこう、バッテリーの調達費用の緊急性といった要件っていうのか理由っていうのをちゃんと考えて、必要なものと、あとはその経費、予算っていったところですね。それをきちんと総合的に判断して、必要なものを取り上げていくという回答になるのかなという、考えております。しっかり検討しては参りたいと思っております。
綾城委員　わかりました。じゃあ、その検討の中に DFree も入ってるっていうふうな認識でよろしいですか。
地域福祉課長　当然、入っております。
綾城委員　わかりました。よろしくお願いします。で、やっぱり、この要望、今 DFree いただいた、これは、なんて言ったらいいんだろう。例えば、こういう何らかお困りのことがある方が議会にご要望いただく、これも大いに結構なことだと思いますし、だけども、例えばケアマネとかがいらっしゃる。で、相談し、事業所も多分人によってはついてるんじゃないかなというふうに思います。だから、直接こういった市の方に、市というか関係者の方に要望をあげていけるような、やっぱ体制もいるのかなと。聞いたはいいがどうしていいかわからないということがないように、市の方にきちんと伝わっていくような、周知というか、体制が必要かなと思いますけど、その辺りについて課長の見解を伺います。
地域福祉課長　体制につきましては、当課の中に、直営ですけれども、基幹相談支援センターがございます。そこを中心として 2 つの事業所に、業務委託をしておって、そのさらに下に、市内に 5 つの相談事業所もございますので、行政が直営で基幹相談を受けておりますけれども、きちっと各市内それぞれの事業所を通じて、声も上がっ

てくるシステム構築されております。なので、公民連携と言いますか、事業所も民間も含めてきちっと、100%かどうかはわかりませんけれども、体制としては、連携をきちんと取りながら進めているっていう自負もありますので、質問の内容と言いますか、色々体制は整っているんじゃないかなというふうに感じております。

綾城委員　体制は確かに整っている。だけど、今回聞き取りをした時に、その一般の方から議会に要望した方がいいよっていうようなお声があって、要望書が2名の方から立て続けに出たというところがある。だから、体制があっても、やっぱりそれがご本人、当事者の方々に伝わってないと、やっぱりいけないなと思うんで、その辺の周知啓発っていうのはしっかりやっていただきたいと思います。これは答弁いいです。

上田分科会長　関連ございますか。なければ、他に質疑がございましたら。

岩藤委員　それでは、決算書が144ページ――変わった。

綾城委員　委員長、すいません。関連っていうのは、日常生活給付事業の関連、それともこの地域生活支援事業の関連、どっちですかね。

上田分科会長　地域医療の方で――

綾城委員　地域生活支援事業。

上田分科会長　でございますか。申し訳ございません。

綾城委員　これは、子育て支援課に聞きます。じゃあ、この地域生活支援事業についてちょっと私から1点ほどお尋ねします。この主要な施策の報告書は61ページですね。この意思疎通支援事業、これ実績が1件となっておりますけれども、これについてお尋ねいたします。この意思疎通支援事業補助金。これは手話通訳とか要約筆記の設置に関する補助、民間のっていうところでございますけれども、この1件にとどまっているますが、これについての見解を伺います。

障害者支援班長　意思疎通支援補助金については1件となっておりますが。

綾城委員　じゃあ、まずこの1件。どういったところがされたのかっていうところをお尋ねしていいですか。

障害者支援班長　この1件につきましては、社会福祉協議会が行われた講演会の中で補助しております。

綾城委員　はい、わかりました。社会福祉協議会というところで。これがやっぱ1件にとどまっているというところでございます。これ改めて長門市のこの第4期障害者プランを読みました。で、これ、初めにというところで江原市長がこの令和4年に障害者の生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、それに伴い、障害者の雇用促進等に関する法律など、関連する法律も一部改正されたと。またこっからですね。同年、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であるということが示されたと。これらを踏まえて、この長門市の第4期の障害者プランでは、障害への理解促進で地域生活就労支援の強

化、そして、ここですね。情報環境、意思疎通支援の充実等を重点的に 6 つの推進方向を定めたと。要は、この今の情報環境、意思疎通支援の充実ってのはこの重点項目になってるんですね。この前、手話言語の日というところでブルーライトの、やっていただきました。これ大変歓迎をしてて、これまでもやっていただきましたけれども、ようやくこう本格的に、動き出したのかなというふうに期待をしておりますが、これですね、私、こうやっぱり思ったんですけれども、このやっぱり1件にとどまっているっていうのは、これやっぱりまず周知だと思うんですよ。で、これ、あれですか、今年、体制、また課長も係長さんも皆さん変わられたんでね、これからを期待してちょっと質疑をさせていただきますけど、この意思疎通支援事業、1 件にとどまってますけれども、これはどういうふうに日頃周知をされてるのかっていうのをお尋ねいたします。

地域福祉課長　まず、1 件という実績なんですけれども、これちょっとすいません、こちら補助金制度を使って、お使いになられての実績としては 1 件ですが、市の負担で直接、手話通訳者の方を派遣とかしているものがありまして、これが昨年度の実績で言うと年間 65 回ほどございます。なので、回数としてはまあまあな回数はあるんですけれども、それに加えて、委員さんおっしゃったようなブルーライト、この間も初めてやりましたし、油谷と長門手話の会の方にも参加していただきました。広報であったり、広報 9 月号にも手話のことを特集で出しました。また、全国手話言語市区町村会といったところの組織にも長門市は参加しておりまして、県内の市長会とか通じてもありますけれども、なるべくこう単独な市ではできないようなことを、その県とか通じて、また全国のネットワークを通じて声を上げたりしております。と同時に、今回初めてですけども、そういったブルーライトのイベント等を行っておりますので、周知としては広報等を通じてやってることから、やってるかなと思うところなんですけれども、先ほど来からおっしゃったとおり、完璧にと言いますか、1 番隅々まできちっと届いてるかどうかと言えば、まだまだなのかなって思うところもありますので、これはもう引き続き継続して、できる限りの周知を徹底してまいりたいということでございます。

綾城委員　わかりました。なんせ、令和 7 年の時に皆さんいらっしゃらなかったんでね、それを言うの酷かなと思ってるんですが。今、先ほど、今課長が言われました 65 件っていうね、これは手話通訳者の派遣なんで、民間団体が設置するときのものじゃない。これは聾者が、聾者の方が、市等を通じて、自分が例えばどこか行くときに手話通訳者を派遣、個人的にするもの、それが 65 件だというふうに思います。だから、ここの求めるその意思疎通支援事業のこの補助金については、あくまでも長門市内の民間団体もしくは企業者とかイベントの主催者が手話通訳及び要約筆記を設置等するときに出す補助金だと思ってて、だから、それとこの 65 件っていうのは、違うものだというふうに思っております。でね、これ今後のこと、今後ですね、体制が変わって、令和 7 年度はいらっしゃらなかったからですね、今後のことでちょっとあれ聞く、言うんですけどやっぱりこう、例えばうちは手話言語条例がありません。で、これ県にがあるので

県に沿ってやっていくんだということなんですけれども、やっぱり手話言語条例があるところとないところでは、この民間が手話通訳さんを設置するっていうところのね、差が大きいんですね。やっぱり市が条例に則って進めることと、そうじゃないものについてはね。やっぱりその他市の実施状況を見た時にやっぱりすごく大きい。例えば今後、他市がどういうふうに民間事業者さんにこういう普及啓発をやってるかっていうところを、しっかり調べていただきたいなっていうふうに思ってるんですよ。例えば萩市さんなんかは、どこかが何か記念事業ありますって言ったらですね、とある例えばホールの指定管理者さんが、いや手話通訳さんとあれをちゃんと設置してくださいって言われるんです。言うんですよ。それで、そういう、ちゃんと、うちは条例もあるし、きちっと設置する必要があるんですよと、配慮しなきゃいけないんですよっていうことをね、ちゃんと伝えられるんです。それで、設置されるとことないとこと差が出てくるんですけれども、広報に書いてても、多分見てないしよくわかってない。だから、そういうその会場の方とかが団体に申請された時に、そういった制度があるからしっかりそう設置するものなんですよとか、する必要があるんですよっていうことを促していくって言ったことをですね、ちょっと踏み込んでやって行ってるんですね、やっぱり条例を持ってるとこなんかは。で、そういったところをしっかり研究して今後やっていただきたいなと。これはやっぱり市の重点施策ですからね、やっていただきたいなというふうに思いますけれども、部長、見解をお聞かせ願えますか。

健康福祉部長　綾城委員のほうから今ご指摘いただきました手話の条例につきまして、県内他市の状況についても今調査中でございます。この周知啓発、市民への周知啓発というのが、やっぱり条例に、制度をつくるというところ、かなり大きなことを、周知のためにはかなり効果があるものということも考えておりますので、今後検討していくというところは、今お伝えしておきたいと思っております。

上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。

田村継委員　決算書 144 ページ、第 2 目「障害者支援施策費」、事業コード 035「福祉タクシー助成事業」についてお伺いいたします。まず、この福祉タクシー助成事業、令和 7 年度にアンケートを取られたと伺っておりますが、満足された人は全体の何割ぐらいいらっしゃったのか、お伺いいたします。

障害者支援班長　前回、アンケートの中で満足をされた方というのが、アンケートでは満足度 71.3 パーセントとなっております。

田村継委員　事前に、満足度のほうは、7 割ぐらいの方は満足されていらっしゃるとお伺いしております。しかし、3 割ほどの方は満足されなかった。ちょっと政策を考えていってほしいなといったところだと思います。先日の一般質問でもさせていただいて、この福祉タクシー助成事業、今後も 21 年間据え置きだった価格のほうも踏まえて前向きに検討していきたいといった回答を市長のほうからいただいたところだと思います。そして、その中で私たちのほうに寄せられた意見の 1 つとして、医療的ケア児を抱え

る親御さんの声がありました。当然、医療的ケア児の方ですから、ご本人は運転することができず、移動は保護者の方の自家用車で運転することになっているとお伺いしております。それが、どうしてもやっぱりガソリン代や医療費のほうがかかってくる、ここら辺で福祉タクシーチケットをもらってもなかなか難しいといったところをお伺いしております。一般質問の繰り返しになるようで申し訳ないんですが、公平性等の観点からなかなか難しいところもあると思います。しかし、こういった医療的ケア児の方がもらってもしょうがないという現実を踏まえまして、今後も令和 9 年度予算を決めるときにこういった声を生かして改善をしていっていただきたいなと思いますが、もし課長さんや部長さんからコメントをいただけるんであればお願いいたします。

地域福祉課長　確かにおっしゃるとおりとは思うんですけれども、おっしゃるように支給基準に公平性をどう担保するかっていうところで、その家族の方にガソリン代をというのは現実的にはなかなか難しいと思いますし、この福祉タクシー制度の中で考えるというのはちょっとなかなか難しいのかなというふうには思っております。なので、そういった方に対する配慮というものは今後検討していく必要はあると思うんですけれども、制度として実現するというところに関しては現時点難しいかなっていうような我々の見解でございます。

上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。

岩藤委員　決算書 146 ページ、主要な施策の報告書 59 ページです。障害福祉サービス等給付事業についてお伺いします。まずですね、事業の課題として、障害の種別や特性に配慮し、利用者の状況に応じたサービス提供が必要とされておりますけど、現在どのような点で十分な対応ができていないと認識をされているのでしょうか。また、その課題に対して今後どのように改善をしていくお考えか、お伺いいたします。

地域福祉課長補佐　障害福祉サービスの提供では、障害のある方の意向に基づき、その方の心身の状態からサービス等利用計画を作成し、市において支給決定を行っているところです。心身の状態に応じサービスと調整が必要となるため、今後も相談支援事業所やサービス提供事業者、関係機関間の連携を強化し、利用者 1 人 1 人のニーズに即した支援につながるよう取組を進めていきたいと考えております。

岩藤委員　わかりました。それでは、就労継続支援 B 型の利用実人数がですね、先ほど訂正もございましたが 142 人である一方、就労移行支援は 3 人となっております。市も一般就労への移行が十分進んでいないことを課題とされておりますけど、移行が進まない主な要因をですね、どのように分析をされているのか、お伺いいたします。

地域福祉課長補佐　就労継続支援事業利用者より 3 人の方が、この令和 7 年度、一般就労のほうへ移行されました。その方々は、障害者就業生活支援センターや障害者委託訓練などの専門的な支援を受けながら移行された方々となっております。障害のある方の就労移行には、こうした専門的な支援を受けることが重要であると考えておりますので、移行時には相談支援専門員等を通じて連携した取組が進められた

らと考えております。
岩藤委員　はい、わかりました。一般就労への移行を増やすためにはですね、色々、企業への働きかけとか相談支援事業、ハローワークなど関係機関との連携が必要だと思うんですよね。今後、具体的に何を強化していかれるのか、お伺いいたします。
地域福祉課長補佐　障害者自立支援協議会就労支援部会において、長門市内の障害者の就労支援の現状を整理するとともに、障害者就業生活支援センターが実施する雇用安定等事業の実際を知り、支援機関として活用し、連携した取組が強化できるように取り組みたいと考えております。
上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。
田村継委員　では、私から最後にちょっとお尋ねさせていただきます。決算書 144 ページ、第 1 目「社会福祉総務費」、事業コード 900「社会福祉総務費」について伺います。こちらの中で、社会福祉協議会運営補助金があると思います。私は、令和 7 年度の予算の時はいなかったんですけれども、この予算が決まった時、協議を通じて合意形成を図るように努めることといった附帯決議がなされたと伺っております。そこで、令和 7 年度、社会福祉協議会さんとどのような話し合いをされて、どのような合意形成がなされたのか、もし具体的な例があったらお伺いいたします。
地域福祉課長　これも 6 月の一般質問で市長が答弁したとおりでございますけれども、市と社会福祉協議会は両輪として重要なパートナーであるということがまず大前提でございます。その上で、今回のこの基盤強化の、総務費の中の基盤強化の取組のところですけれども、市社協の経営状況や人件費の動向を踏まえて適正に積算をしたものというふうに考えております。その他、委託事業等もございますけれども、こういったものも人件費や経常経費の上昇分をきちんと反映するということ、それから任役ごとなども考慮しながら反映するといったこと、それから経営の環境の厳しさに配慮して、令和 7 年度の当初から市から事務局長として人間を 1 人派遣しておりますので、そのものを通じて十分コミュニケーションを、そういった観点から取りながら適正な予算編成に努めたというふうに考えております。
上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。
岩藤委員　決算書 170 ページ、主要な施策の報告書 83 ページです。生活保護事業についてお伺いします。相談 51 世帯に対して、申請 31 世帯、開始が 23 世帯となっております。相談から申請に至らなかった 20 世帯について、主な理由は何なのか。また、生活に困窮しているにも関わらず申請に至らなかったケースはなかったのか、お伺いいたします。
保護班長　生活に困窮している状況で生活保護の申請に至らないかったというケースについてですけど、生活保護という制度は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとなっています。このため、収入や資産状況が生活保護の制度によれば最低生活費よりも多い、生活保護に至らないまでも経済的に困窮しておられるケースが

存在していることは認識しております。これらのケースにつきましては、様々な各種の福祉サービスや社会福祉協議会のサービス、そういったものにつなぐ等の対応を取っております。

岩藤委員　高齢者世帯が 109 世帯で、全 171 世帯の約 64 パーセントを占めていますが、高齢者世帯が生活保護世帯の約 6 割を占めています。今後ですね、高齢化が進む中で、医療扶助や介護扶助への影響をどのように見込んでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

保護班長　医療扶助費と介護扶助費につきましては、過去 5 年間ではおおよそ横ばいの状態となっておりますが、10 年前と比較すると医療扶助費に関しては約 8,500 万円減少、介護扶助費についてはほぼ半減という状態になっています。被保護者世帯がやっぱりどんどんと減少で、それに伴い高齢者世帯も減少傾向にあるため、今後は両扶助費とも減少傾向にいくのではないかと思われます。

上田分科会長　関連はございますか。なければ、ほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、地域福祉課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、地域福祉課所管の審査を終了します。

お昼にかかりまして、すみません。再開を、ちょっと余裕を見ます。1 時 15 分からにします、再開を。よろしくお願いします。お疲れ様でした。

― 休憩　12:01 ―

― 再開　13:12 ―

上田分科会長　午後の審査に入ります前に、私からちょっと再度お願いを 1 件入れます。質疑及び答弁については、できるだけ簡明に行われますようにお願いいたします。それでは、午後の質疑に入ります。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長　それでは、高齢福祉課の決算状況につきまして補足説明をいたします。「民生費」のうち高齢福祉課所管分であります「社会福祉費」の令和 7 年度の歳出決算額は約 8 億 6,700 万円で、民生費全体の 13.3 パーセントを占めている状況です。詳細につきましては、決算書 137 から 144 ページ及び 147 から 154 ページ、主要な施策の報告書におきましては 56 かから 57 ページ及び 62 から 66 ページにかけて記載のとおりでございます。以上で補足説明を終わります。

上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。
ご質問はありませんか。

田村（継）委員　では、決算書 150 ページ、4 目「老人福祉費事業」、コード 055「福祉タクシー助成事業」についてお伺いします。令和 6 年度の決算の場で、綾城委員から、

福祉タクシーこちらの事業について、車いす対応の事業者の方がニーズに対して見合ってないんではないのか、数が見合ってないのではないかという質疑があり、執行部のほうがご答弁で、これは今後、調査して研究していくといった答弁をされていたと思いますが、その調査をされた際、どのようなことが分かったのか、お伺いいたします。

高齢福祉班長　今年の 9 月に市内事業所 7 事業所に対しアンケートを実施しております。介護タクシーの運行状況について確認をしたところ、1 月あたり 7 から 9 件ほど運行があるようです。そのうち 1 事業所は介護事業所であるため、予約が集中してしまうという意見がありましたが、ほかの事業所からはそういった意見はありませんでした。

田村(継)委員　はい、わかりました。1 つの事業所にある程度ニーズが集中してるということですかね。すいません、ちょっと聞き逃してしまったところがあったので、もう一度お伺いできればと。

高齢福祉班長　介護事業所がやっているタクシー事業所がちょっと集中しているということです。

田村(継)委員　わかりました。介護事業所、1 つの介護事業所さんのほうに集中しているということで、それに対して市は何か助成をするようなこととかできたんでしょうか。お伺いいたします。

高齢福祉課長　これに関しまして、まだ研究してる段階でございまして、特に補助等はしておりません。

上田分科会長　関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑はございませんか。

江原委員　それでは、決算書 150 ページ、主要な施策の報告書 63 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 4 目「老人福祉費」で事業コード 030「福祉バス運行事業」についてお尋ねをします。施策の報告書の事業の成果と課題の中で、令和 6 年度からの継続は 20 件、新規は 12 件とありますが、どのような働きかけで新たな利用につなげたか、そのあたりのお考えをお伺いいたします。

高齢福祉班長　福祉バス借り上げ補助金交付制度につきましては、市広報やホームページ、ほっちゃテレビの文字放送に加え、自治会へのチラシ配布、老人クラブやサロン、研修会等の場において制度の周知、利用の働き掛けを行ってきたことから、利用件数の増加につながったものと考えております。

江原委員　はい、わかりました。次に、執行率が 70.3 パーセントでありますが、この執行率をどのように受け止めておられるか、お伺いいたします。

高齢福祉班長　令和 7 年度の予算編成にあたっては、令和 6 年度の実績を参考とすることとしておりますが、本事業は令和 6 年度 9 月開始の新規事業であり、通年の需要を見込みにくかったことから、年度末に不足が生じないよう、やや多めに予算を計

上しておりました。しかしながら、実際の申請件数は想定を下回ったため、結果として執行率が低くなっております。今後も、事業の認知度向上に努め、高齢者及び障害者の社会参加の促進につなげてまいります。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

岩藤委員　それでは、決算書 150 ページ、主要な施策の報告書は 66 ページです。「重層的支援体制整備事業」、「地域支援事業分」についてお伺いをいたします。まず、地域包括支援センターの相談件数が年間 1,867 件となっておりますが、まず、この 1,867 件について、前年度と比べて増えているのか減っているのか、またどのような相談があったのか、お伺いいたします。

地域包括ケア推進室主査　令和 6 年度の相談件数は 1,708 件であり、159 件ほど増えております。相談内容としましては、介護、生活支援、医療に関することが多い状況です。要介護認定の申請や、認知症に関すること、退院に伴うサービス調整等、様々ですが、中には同居するご家族に関すること、経済的な困りごとの相談等もあり、多岐にわたっている状況です。

岩藤委員　色々な相談があるとは思いますが、1,867 件の相談のうち、実際に介護、医療、福祉などの具体的な支援につながった件数がどの程度あったのか、また、支援につながらなかったケースがどのような理由があるのか、お伺いします。

地域包括ケア推進室主査　具体的な支援につながった件数についてですが、相談内容は状況に様々ですので、特段集計をしてございません。つながらないケースとしては、ご本人に困りがない場合や家族の理解が得られない場合、また経済的な理由もあるかと考えます。いずれにせよ、経過を見ながら必要な支援につながるよう適宜フォローしていくことに努めております。

岩藤委員　はい、わかりました。それでは基幹包括 846 件のうち、東包括が 457 件、西包括が 564 件となっておりますが、この件数の違いを、市はどのように分析されているのか、地域によって高齢者が抱える課題に違いがあるのか、お伺いいたします。

地域包括ケア推進室主査　件数の違いについて、1 つは、地域ごとの高齢者の総人口の違いが考えられます。基幹包括は、総人口が 1 番多く、相談件数も多くなると考えます。また、基幹包括は、その機能から他部署に関する相談も受けやすいこと、東包括や西包括のエリアからの相談も受けやすいことが考えられます。地域の課題については、高齢者世帯の増加や移動手段や担い手の不足等ありますが、程度の差はありますが、どの地域でも共通したものと考えます。ただ、高齢化率のより高い地域では介護の問題が、市の中心部から離れた地域では移動手段の課題が多い状況です。

岩藤委員　わかりました。地域差が色々あると思いますが、次にケアマネージャ研修が参加 19 人、主任介護支援相談専門員研修が延べ 52 人となっておりますが、市内

の対象者に対して十分な参加状況だったのか、人材不足などの課題はないのか、お伺いします。

地域包括ケア推進室主査　昨年度、市内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのケアマネジャーは合わせて 43 人でした。介護支援専門員研修は 5 時間の研修で、通常業務もありながらの参加となります。また、主任介護支援専門員研修は、毎回参加できる人を対象としており、年 5 回開催しております。ケアマネジャーの業務は大変多忙で研修の参加が難しい状況もあるかもしれませんが、引き続き、ケアマネジャーへの支援としまして、身近な場所での研修機会の確保等行っていきたいと考えております。現在、ケアマネジャーの人材不足との認識はございませんが、将来的には高齢化により人材不足が生じることの懸念は持ってございます。

岩藤委員　私の知り合いのケアマネさんも辞められたっていうことも聞いておりますので、しっかりと援助していただきたいなっていうふうに思っております。主要な施策の報告書では、今後も地域包括ケアシステムの推進を図る必要があるとされておりますが、令和 7 年度の事業を実施した結果、市として具体的に何が不足していると、何が課題だと認識されているのか、お伺いいたします。

地域包括ケア推進室長　高齢化や人口減少が進む中、複雑で複合的な課題を抱える世帯への支援が必要となっております。地域包括支援センターを中心とした相談体制は整備されているものの、関係機関の連携強化、地域ごとの支援体制の充実、地域住民による見守りや支え合いの担い手の確保が課題であると考えております。

綾城委員　委員長関連。この重層的支援体制整備事業で、これは令和 4 年ですかね、ぐらいに導入を本市ではしました。ここの 5,000 万の、この事業は一部の事業であろうと思いますけれども、介護保険から、一般会計のほうに振返られてやられてる事業で、割とこう以前からあるような事業がずっと並んでるというところですけれども、この重層的支援体制整備事業にされて、この令和導入以降、この重層的支援体制整備事業にしたからこういう成果があるんだというようなものがあったら、ちょっと例を教えていただきたいなというふうに思いますけれども。

高齢福祉課長補佐　はい。今言われました重層的支援体制整備事業でありますが、庁内健康福祉部 4 課で、それと市民活動推進課のほうとも連携しながら、一体的に、庁内連携の仕組みを持ちながらやっているところであります。ですので、横の連携がスムーズに今繋がっているというようなところが大きな成果になってるんじゃないかなというふうには思ってはおります。

綾城委員　わかりました。じゃあ、今までは、個別、この包括もそうですし、権利擁護も、この生活支援体制整備事業、これはこう、ちょこちょこ中身は、いや、これはでも社協か、社協に委託してるんですよね。この相談、総合相談支援事業も、重層的が始まる前からあったものではあると思うんですけれども、このその重層的な、これを入れなければ逆に庁内の横の連携は取れなかったっていうような解釈でよろしいですか。

高齢福祉課長補佐　それぞれの属性に基づいた相談体制っていうのはこれまでしてきておるんですけれども、それを一体的にできるようになったということで、やはりその横の連携がスムーズに、これまでの事業よりは、深くその相談体制も取れるようになったというところでは成果が見れるというふうに思ってます。
綾城委員　わかりました。実は、私たち、この前、岐阜県に行政視察行きました。そこはね、重層的、これはあえて入れないでやってるんだというところだった。それはなんでかって、やっぱりその会議が増えるととすごく。あと、国報告書を出していかなきゃいけない。で、その事務作業がすごいすごいからというところで、これがなくてもやっていけるんだっていうところでやってらっしゃった。その時にちょっと私も気づきを得て、この重層的支援体制整備事業を入れたせいで、かえってその業務量が増えてしまって、効果は今までと一緒なんだけど業務量だけが増えてるというようなことがあるのかなと思ってですね。ちょっとそこの見解だけお聞かせ願えますか。
高齢福祉課長補佐　業務量が増えてるというのは、特にないというわけではないんですけど、一体的に重層的支援体制整備事業交付金が入ってくるようになっております。それは今、高齢福祉課のほうで取りまとめをしております。実際私のほうでやってるんですけれども、やはり取りまとめという作業というところでは、その事務が増えてるというところはあると思いますけれども、それ以上に重層的支援体制整備事業で庁内が一体的に相談体制と事業を進めているというところがございますので、やはりやったほうがこれはやっぱり効率的にもなったと思いますし、やはり庁内一体的に取り組んでいるというところで大きな成果は今出てるんじゃないかと思っております
上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。
田村（継）委員　決算書 140 ページ、1目「社会福祉総務費」、事業コード 075「成年後見制度利用促進事業」についてお伺いいたします。令和 7 年度、市長申し立ての件数は何件あったのかをまずお伺いできればと思います。
高齢福祉課長補佐　市長申し立ての件数につきましては、5 件であります。
田村（継）委員　すいません、令和 6 年度の時は何件だかわかりますかね。もしわかれば結構です。
上田分科会長　わかりますか。
高齢福祉課長補佐　ちょっと今、数字を持ち合わせていません。
田村（継）委員　わかりました。すいません、ちょっと僕がメモってたんですけど、ちょっと消してしまったみたいで、大変失礼いたしました。この市長申し立て、この成年後見制度利用促進事業は、非常に重要な制度であると私自身も捉えています。今後、大きな法改正もあって制度自体も大きく変わるというところで、今後ますます重要性が上がってくるところだろうと思います。そして、市のほうが利用促進協議会を開いていると思いますが、令和 7 年度は何件、目標数値 5 件に対して何件開催されたのか、お

伺いいたします。
高齢福祉課長補佐　4 件であります。
田村（継）委員　この目標は、何回か尋ねたことがありますが、適宜必要があれば開催をしていくということで、決して目標数値に届いてはないという、ちょっと僕はよくそこらへんは理解ができなかったんですけれども、今後、利用の回数はちょっとやっぱり増やしていってこの制度の周知を図っていただきたいなと思います。令和 7 年度に成年後見制度、まだまだ周知されていない制度だと思いますが、市としてどのような取り組みをして、市の皆さんに周知を図っていったのか、取り組みをされたのであれば、それをお伺いします。
高齢福祉課長補佐　周知につきましてですが、中核機関における広報機能といたしまして、一般市民向けとして広報誌を利用してお知らせ、あるいはリーフレットの作成をして利用促進を図っております。また、出前講座におきましても、制度説明により制度の活用、浸透を図っておるというような状況になっております。
田村（継）委員　では、周知啓発のために令和 7 年度で特に新しく始められたことはなかったという解釈でいいですかね。
高齢福祉課長補佐　特に目新しいというところはございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、広報を利用したとか、リーフレットを作成してということを引き続きやっているところであります。
上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。
綾城委員　主要な施策の報告書、57 ページです。「多機関協働包括的支援体制整備事業」今後ですね、このうちですね、7 番、事業の成果、課題で 7 つほど挙げられている 7 番の集落的支援事業（福祉エリア支援員）これについてちょっとお尋ねをします。これはよく当初予算とか決算でもちょっとお尋ねするんですけれどもね。令和 7 年度も、7 名のこというところで、地区社会福祉協議会へ委託されて福祉支援員を設置をされておりますが、この令和 7 年度のこう、なんか事業成果と課題等あればお尋ねいたします。じゃあ、ちょっと質問を変えますね。この福祉エリア支援員の方、これを見ると、訪問件数が上から 3 番目にありますね、福祉エリア支援員の訪問件数 599 件というのがあります。これと、この福祉エリア支援は一緒の事業だろうというふうに思いますけれども、この今の 599 件というのは、これは訪問というのは高齢者のお宅を訪問されてるんだろうなというふうに思っておりますが、この福祉エリア支援員というのは、どういうところを訪問されているのか。高齢福祉課の中のどこが指示を出して、どういうところに訪問を、どういう対象者に訪問されているのかっていうところをお尋ねしていいですか。
高齢福祉課長補佐　高齢福祉課の中に福祉総合相談窓口というところを設置しております。そこに担当職員が 1 人専従でついておりますけれども、その職員がそれぞれ

各地区社協のほうに配属、その福祉エリア支援員を配属しておりますけれども、訪問計画に基づきまして、そこの訪問をしてもらっているという状況です。
綾城委員　訪問計画っていうのは、具体的にどういった方を対象に回られてるんですか。
高齢福祉課長補佐　地域のほうから見守りをしてほしいといった個別案件も含めて、高齢者実態調査というものがあるんですけれども、それに基づいた名簿等を活用して、高齢者宅を訪問しているというような状況です。
綾城委員　つまり、この包括支援センターが把握している高齢者の中で、その何かしらに該当する方のところに、つまり要は、高齢者の例えば 70 歳以上に全部行ってるではなくて、その包括支援センターが、ここと、ここと、こういう対象者に行ってくださいという対象をきちんと決めて福祉エリア支援員が回られてるという解釈でよろしいですか。
地域包括ケア推進室長　包括支援センターが対象者を、この人、この人ということではなくて、先ほど課長補佐からも説明がありましたけれども、高齢者実態調査の名簿に基づいて、65 歳以上の 1 人暮らしであったり、75 歳以上の 2 人暮らしの方で、その中でエリア支援員が自分で優先順位をつけて行かれている状況です。
綾城委員　はい、わかりました。ではですね、ちょっと質問を用意してますけど、ちょっと順不同だったらごめんなさい。まず、この福祉エリア支援員の財源はどこから出てますか。重層的とか、そういうものになってるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。
高齢福祉課長補佐　この財源につきましては、重層的支援体制整備事業の中ではなくて、市民活動推進課の所管の集落支援員の予算の中から出ているということです。
綾城委員　はい、わかりました。じゃあ、もう導入当初から財源は変わってないってことですね。はい、わかりました。これは、何で今聞いてるかというとですね――ごめんなさい、ちょっとあといくつか。民生委員さんと福祉エリア支援員さん、ここの連携っていうのはありますか。
高齢福祉課長　福祉エリア支援員と民生委員に関しましては、それぞれ各地区で行われております各地区の民生委員児童委員協議会の定例会において、各地区のエリア支援員のほうがその会議に出席いたしますし、日頃からその情報提供等を、お互いに情報を交換しあったり、あとその民生児童委員定例会におきましては包括支援センターのほうも出ております。あと、うちの高齢福祉課のほうも出席をしておりますので、その中で情報交換等を行っております。
綾城委員　わかりました。では、ちょっと後ほど聞きますけど、まず民生委員さんと福祉エリア支援員さんの役割の違いです。ある種、高齢者のお宅訪問といえばお宅訪問じゃないですか。役割の違いっていうのを担当課として、どういうふうに認識されているかっていうのをお尋ねいたします。
高齢福祉課長　民生委員の管轄は、地域福祉課が実際には担当しておりますので、

ちょっとすみません、私のできる範囲の回答にはなろうかと思います。民生の方は、それこそ小さい子からお年寄りまでが対象にはなろうかと思います。うちの福祉エリア支援員に関しましては、一応、高齢福祉課に所属をしておりますので、一応高齢者を対象にしておりますけど、それこそ訪問等でやはり高齢者以外の方も何か気づき等があれば、それぞれの例えばお子さんであれば子育て支援課のほうにも情報提供することもありますでしょうし、というところは、ちょっと役割が、その辺はちょっと違うのかなと思っております。また、福祉エリア支援員のほうも、うちの高齢福祉課のほうに所属しておりますので、各地区の情報等をまた月１回ですが、情報交換と言いますか、定例会を開いておりまして、そこで共通認識等を行いながら、またお互いの良いところをまたそれぞれ持ち帰って共有するっていうことをやっております。

綾城委員　やっぱり、はっきりとしてない目的が、今の役割分担が、子どもについてはそれはありますけれども、はっきりとしたものは。だけど、民生委員さんと福祉エリア支援員さんの役割が、やっぱりなかなか聞いててもはっきりしてないなというところで、民生委員さんが福祉エリア支援員さんとちゃんと連携が取れてるかっていうところがやっぱりちょっと課題だなと思ってるんですよ。色々こう、何て言うかな、私も地域福祉のことは色々聞いて回るんですけど、例えば民生委員会で、やっぱり福祉エリア支援員の存在というか位置付けというか、要るのか要らないのかとか、そういった話も出てるというようなことも聞きます。福祉エリア支援員さんがやっぱり、例えば疑問に思われてる方が民生委員さんの中でいらっしゃったら、例えばそこの地域を回るときに回らないで欲しいというかね、何かそういったことも私は実はちょっと、とあるところで直接聞いたんですね。そういうふうにして、福祉エリア支援員さんのどういう位置づけというか、何のために配置されているのか、民生委員さんとの違い、役割の違いということも民生委員さんにもわかりにくいっていうところで、私は思うんですけど、今先ほど言われました民生委員会で福祉エリア支援員も出ていると。そこに高齢福祉課さんも出席してるというふうに言われましたけど、やっぱりしっかりと市が率先してですね、前面に出て、福祉エリア支援員さんが仕事をちゃんとやりやすいように、福祉エリア支援員さんとはこういうものなんです。市の会計年度任用職員さんなんです。こういう役割をちゃんと持ってるんです。皆さんと被ることもあるかもしれない。だけど、これはこういうこの業務にはこういう違いがあって、こういうことだから必要なんですということを、きちっと市が説明する必要があると思うんですよね。その辺りの見解ってありますか。

高齢福祉課長　委員が言われた見解でございますが、それこそなかなかですね、多分一番福祉エリア支援員が歴史が浅い部分で、なかなか市民の皆様にも、当然民生委員の方にも、なかなかどういう仕事をしてるんだろうかって思われる方、結構まだいらっしゃるのではないかと思われます。それこそまだですね、その辺を少しでも周知するように、チラシ等をお配りしながら、またあと、各地区のサロン等にも参加しな

がら、そういうところで協力できるところはどんどん協力しながら、福祉エリア支援員が認知されて、市民の方が相談しやすい福祉エリア支援員さんになってくれることを願っております。

綾城委員　はい、わかりました。やっぱり、ここをちゃんとしていかないと辞めてしまうと思うんですよ。今、全ての人材、特にこういう専門の看護師さんとか専門の資格がいるものですね。こういうのっていうのは簡単には集まらない、そんなに。だから、そこのところをしっかりとカバーしていかないと、やっぱりちょっと福祉エリア支援員さんって位置付けが特殊だから孤立するんですよね。今、地区社協に配置ですよね。もう根本的にそこから変えるべきだと思ってるんですよ。続けるんなら、この事業を。この事業を続けていくんなら、そこから変えていかないと、すごく中途半端な位置にいて、市の職員さんかどうかよくわからん、何か地区社協の人か関係者かもよくわからんみたいな、なんか宙ぶらりんの状態になっちゃってる。それがやっぱりなかなか理解がしてもらえなくて、例えばちょっとしたトラブルになることもあるかもしれない、関係者とですね。だから、それで辞められたら本当にもったいないと思うんですよね、皆さんしっかりやっていらっしゃるんで。続けていかれるんなら、地区社協に委託してやっていくというあり方を、そのものを考えなきゃいけないと思ってるし、民生委員の方にも、たまたまちょっと民生委員さんのお話を聞いたから言ってますけど、その他にもし関係者がいれば、しっかりとこの福祉エリア支援員の役割、必要性と協力してほしいというところ、連携をしてほしいというところを市からきちっと伝えていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、部長にすみません、必要性も含めて、今後このちょっと部長の見解を、私の意見を聞いて部長の見解をお聞かせください。

健康福祉部長　今、綾城委員のほうからご指摘いただいた件でございます。福祉エリア支援員につきましては、綾城委員もご案内でございましたけれども、やはり役割、必要性、そして専門職というところで覚悟もかなり難しいという事実は確かにございます。しかしながら、ご指摘いただきました、民生委員との連携、そして実際の役割というのもやはりはっきりさせた上で今後も動いていただければと。合わせてですね当然市民についても、この、なんでエリア支援員がいるのかとか、そういった、どういう方なのかっていうのをはっきりさせるということも大事なことなのかなと思っておりますので、ご指摘いただいた件を研究してまいりたいと思っております。

綾城委員　はい、わかりました。で、ごめんなさい、私がもう 1 点だけ。あとです。サロンとかの支援を福祉エリア支援員にされるって言ってましたよね。福祉支援員がサロンを主体的に開催してはいけないっていうふうに多分指導されてると思うんです。そこがなんでなんだかというのが 1 点。あと、土日は出てはいけないっていうような指導もあるっていうようなことも聞いてます。土日にサロンを開催されるとこも多いですよね、イベントとかも。その福祉エリア支援員がもう本当に主体性を持ってやるというような位置付けならば、土日のサロンに土日行ってはいけないとか、例えばサロンを自

分が主体となってやってはいけない、起こしてはいけないというか、だから、助っ人としてはいいけども主体となってはいけないみたいな指示が出てるっていうような話も聞いてるんですけれども、その辺っていうのを、もうちょっと活動しやすいように考えられないのかなっていうのは、ちょっと私、個人的に思ってるんですけど、そのあたりいかがですか。

地域包括ケア推進室長　サロンに関しましては、地域住民が主体となってやるものであって、エリア支援員が主体となってやるものではないというか、エリアがいなかったらできなくなるというような状況になると困りますので、基本的には主体は住民の団体というところで、エリアはそのお手伝いというか、活性化のために少しこう手助けをするという立場を取っていただくように今言っているところになります。ですので、土日に全く出てはいけないということではないんですけれども、その毎回開催されるたびに出るということになると、平日の訪問活動であったり、そういったところに少し支障が出るというところで、少し控えるようにということはお伝えしております。

綾城委員　はい、わかりました。今すぐどうかじゃないですけど、今後、その福祉エリア支援員をどうしていくのかというとこで、活動のあり方とか内容とかもですね、色々、福祉エリア支援員さんとも地域とも話して、検討していってほしいなというふうに思ってます。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

田村（継）委員　決算書 101 ページ、4 目「老人福祉費」、事業コード 010「高齢者地域福祉推進事業」、こちらのほうの老人クラブの補助のほうについてお伺いできればと思います。事前にお伺いしたので、令和 7 年度のほうはクラブ数の会員数が減ってるとお伺いしておりますが、市としてこのクラブの補助のために何か活動されたことがあるのかどうか、お伺いできればと思います。

高齢福祉班長　支援のために何かしたかというご質問ですか。（「存続のために」と呼ぶ者あり）今、老人クラブの会員が減っているところで、老人クラブでは、地域を基盤とする自主的な組織ですけれども、老人クラブの活動や意義を広く周知し、地域の方に知っていただくことで、新たな参加や関心の喚起につなげていくことが重要であると考えておりますので、老人クラブと連携しながら、ホームページやほっちゃテレビ、広報等を通じて周知啓発に努めているところです。

田村（継）委員　この事業は、令和 6 年度の決算の時では約 480 万円で、令和 7 年度では約 2 万円だと思いますが、これは増額して何ができたのか、お伺いできますか、

高齢福祉班長　まず、増額した理由ですけれども、老人クラブの事務局費、賃金だったりっていうのがちょっと上がっているのと、バスの、物価高騰によるバスの賃借料等がちょっと高くなっておりますので、その分ちょっと値上がりをしております。それで、活動がどうかって言われると、引き続き同じ、例年と同じような活動を行っているとこ

ろではあります。
田村(継)委員　特に新しく何かを始めたということはないという解釈でよろしいですかね。
高齢福祉班長　最低賃金がちょっと上がったりしますので、その関係でちょっと人件費が上がっております。で、新たな事業っていうのはちょっとやっておりません。
田村(継)委員　すいません、ちょっと細かくなって申し訳ないんですけれども、令和 7 年度は最低賃金が 982 円から 1,043 円に上がったところだと思いますが、この対象となると、賃金の上がられた方っていうのは何名いらっしゃったんですかね。
高齢福祉班長　1 名になります。
上田分科会長　関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。(「なし」と呼ぶ者ありはい。それでは、今一度、高齢福祉課所管全般にわたりご質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)はい。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で高齢福祉課所管の審査を終了します。ここで説明員、入れ替えのため暫定休憩します。委員は自席で待機お願いいたします。

― 休憩　13:55 ―
― 再開　13:56 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
健康福祉部長　それでは、補足説明をさせていただく前に、お詫びと訂正をさせていただきます。委員の皆様には事前に正誤表を配布させていただいておりますが、主要な施策の報告書 67 ページ、事業名「子ども医療費助成事業」の事業の成果、課題に掲載しております対象者数、受診件数、医療費平均に誤りがございました。正誤表のとおり訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。それでは、子育て支援課の決算状況について補足説明いたします。民生費のうち、子育て支援課の所管分である社会福祉費、児童福祉費の令和 7 年度の歳出決算額は約 21 億 2,100 万円で、民生費全体の 32.6 パーセントを占めている状況です。加えて、衛生費の保健衛生費及び教育費の幼稚園費、社会教育費の歳出決算額は約 838 万円であり、子育て支援課所管分は合計で約 21 億 2,900 万円となっております。所管分の決算額は、前年度と比較しまして約 2 億 1,500 万円の増となっております。この主な要因は、児童手当法の改正に伴う児童手当給付事業が約 7,874 万円の増、新たに物価高騰対応子育て応援手当給付事業の実施によりまして、約 6,520 万円の増、また特定教育保育給付事業における公定価格の改定によりまして約 2,011 万円の執行増があったことが挙げられます。これに加えまして、給与改定等に伴う人件費単価の上昇により公立保育園諸運営費が約 4,599 万円増加したことによりまして、全体として増額とな

ったものです。詳細につきましては、決算書 153 から 168 ページ、149 から 150 ページ、263 から 260 ページ及び 269 から 270 ページ、主要な施策の報告書におきましては、51 から 65 ページ及び 52 ページにかけての記載のとおりでございます。

上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員　決算書 162 ページ、第 1 目「児童福祉総務費」、230「児童虐待予防対策総合事業」の産後ケア事業についてちょっとお伺いをしたいと思います。まず、ショートステイ、デイサービス利用があったというふうにお伺いしてますけど、利用された施設名をまず教えてください。

こども家庭センター主査　ショートステイ型におきましては山口県立総合医療センター、中村レディースクリニック、デイサービス型におきましては県事業のほっとひといき宿泊施設活用産後ケア事業を実施とし、楊貴館、萩本陣を利用されました。

ひさなが委員　はい、わかりました。ショートステイのほうは山口県立総合医療センターと中村レディースクリニックということでしたけど、市内でも利用できる場所はあるんでしたか。令和 7 年度において。

こども家庭センター主査　市内におきましては、長門総合病院が該当しています。

ひさなが委員　はい、わかりました。使えるところはあるけど、その方が使われなかったということかなというふうに思います。この産後ケア事業は、前までは健康増進課の所管だったのかなというふうに思いますけど、子育て支援課の所管になって良かった点、何か全体としてメリットを感じる点としてどのようなものがあるのか、令和 7 年度、どういうふうな見解を持たれているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

子育て支援課主幹　健康増進課の所管だったものが子育て支援課の所管になって良かった点としましては、産後ケア事業の単体としてではなく、産前から産後、子育て期までを一体的に支援できる体制が取れるようになりました。また、産後ケア事業としまして、産婦さんの身体的回復と心理的な安定を図ることのみならず、児童虐待の未然防止の観点を付加できたと思っています。

ひさなが委員　これは、事業的には児童虐待予防の対策総合事業の中に入っているのでちょっとあれなんですけど、児童虐待の未然防止の観点を付加できたという、具体的にどういった点であるのか、ちょっと教えていただけますか。

子育て支援課主幹　未然防止の観点が付加できたっていうのは、虐待が起こってからの対策ではなくて、対応ではなくて、生まれる前から、生まれた後もそうですけれども、子育てに孤立していたりとか、ご家庭の中で支援がなかなか受けられなくて、その行き詰ったりっていうところにもケアが入れるようになって、その未然に防ぐことができるという観点が付加できたということになります。

ひさなが委員　はい、わかりました。やっぱり事業をされるってことは、それなりのメリ

ットがあると、効果があることなのかなと思いますし、それぐらい産後というのは大変なものだったりするのかなっていうふうに思っております。であれば、やっぱりもうちょっと使われる方が多くあってもいいのかなっていうふうに個人的には感じるんですけど、実利用人数がそんなに多くないのは何でだろうっていうところ、何か分析というか見解があればお伺いします。

子育て支援課主幹　産後ケアのみならず、健康増進課での育児相談であったりとか、本課でありますと養育支援訪問であったりとか、ほかの事業もありますので、色々産婦さん、妊婦さん選べるていうところもあるかと思います。産後ケア事業については、生まれて 1 年未満ていう対象の枠がありますので、その中でまた支援が必要っていう方っていうふうになりますので、この人数だったというふうに把握しております。

ひさなが委員　じゃあ、様々なシーンが色々ある中で選ばれたのがこの人数だったということだったので、じゃあ、その周知については十分にできているという、こう認識を持たれているということでよろしいですか。

子育て支援課主幹　周知につきましては、妊娠届出時に全ての妊婦さんにこの事業については周知をしておりますし、ホームページなどにも載せてありますので、周知のほうはできてるかなと思っております。

上田分科会長　関連ございますか。なければほかに質疑がございましたら。

岩藤委員　決算書 154 ページ、主要な施策の報告書は 67 ページ「子ども医療費補助事業」についてお伺いをいたします。対象者がほぼ横ばいであるにも関わらず、3 年間で医療費が約 2,100 万円増加している主な要因について、原課してどのように分析、把握されているのか、お伺いいたします。

こども家庭支援班長　医療費増加については、受診動向や感染症流行等、様々な影響があるとは思いますが、まず、令和 5 年 5 月にコロナが 5 類感染症になったことで、これまでコロナ治療の医療費が公費負担であったものが、通常の医療受診と同じように自己負担となりました。コロナ禍では感染対策によりインフルエンザ等、他の感染症の減少や受診控えが見られましたが、コロナ禍後、これらも回復し、1 人当たりの受診回数も増加いたしました。また、令和 6 年 4 月からは高校生年代まで完全無償化としたことで、対象者も微増ではありますが増加しております。これらの影響もあり、医療費が増加していると推察しております。

岩藤委員　はい、わかりました。じゃあ、次に成果。資料には適正受診の呼びかけを行い、事業者の縮減に努めると示されております。これまで実施してきた呼びかけの具体的な効果をどう評価しておられるのか、また、今後どのように実効性のある取組で事業費の抑制を図られるのか、お伺いいたします。

子育て支援課長　これまでは医療費縮減の 1 つの手段として、ジェネリック医薬品の利用促進の啓発を行ってまいりました。しかし、それによる事業費削減効果は図られておりません。周知そのものが、どの程度受診動向の変化や事業費の縮減につなが

ったかを直接的に把握することは難しいものの、適正受診に対する保護者の理解を促し、医療費資源の適正な利用につなげるという点では一定の意義があるものと考えております。実効性のある取組としては弱いとは存じておりますが、一応、助成制度は、子どもが必要な医療、安心して受けられる環境を確保することが目的であることから、必要な受診を控えることを促すのではなく、ジェネリック医薬品の利用促進や適切なタイミングで適切な医療機関を受診していただくという観点から、デザインや訴求方法を工夫しながら、適正受診についての啓発は継続してまいりたいと考えております。

岩藤委員　わかりました。今後も現行の完全無償化の制度を、継続した場合少子化が進む一方で、医療単価の上昇等も予想されると思うんですけど、今後の市単独の財政負担額をどのように推移すると見込んでおられるのか、また、将来的な試算や見通しを持っておられるのであればお聞きしたいと思います。

子育て支援課長　財政負担額を金銭的に試算することは、令和 5 年度のコロナ感染症 5 類以降及び令和 6 年度の高校生無償化に伴う受診状況の変化などにより、過年度の単純比較に基づく将来設計は困難であると認識しております。しかしながら、対象となる子どもの数が減少したとしても、必ずしも医療費総額が比例して減少するとは限らないと考えております。理由といたしましては、制度の定着に伴う 1 人当たり受診回数の高止まりに加え、診療報酬や薬価の改定、さらには医療技術の高度化に伴う 1 件あたり診療費の上昇など、1 人当たりの医療費自体が増加傾向をたどる可能性がございます。従いまして、制度が年間を通じて定着し、受診動向が平準化する令和 7 年度の実績をベースラインとして捉え、単に人口増減のみで試算するのではなく、1 人当たり医療費の変動傾向を丁寧に分析しながら今後の財政需要を見通してまいります。併せまして、医療費の適正化に向け、関係機関と連携しながら適正受診の周知啓発に引き続き取り組むとともに、国に対し、市長会を通じて全国一律の子ども医療費助成制度の創設を要望してまいります。

林委員　委員長関連。今の課長の最後の答弁、良かったですよ、すごく。高校生までの完全無償化を継続して、子どもたちの健やかな成長と保護者の医療費負担軽減に図られた成果というのは評価しております。一方で、先ほど課長の答弁にもありましたように、適正受診の周知ってのは非常に重要だと思うんですけれども、保護者が過度に受診を控えて重症化しては本末転倒だと思います、単にこう受診を抑制させるだけではなくて、夜間や急病時にも保護者が安心して相談、判断できるサポート体制の整備っていうのが同時に求められてると思うんですが、そのあたりの取り組みについてお尋ねいたします。

こども家庭支援班長　今、林委員がおっしゃられましたように、適正受診の呼びかけが医療受診の抑制につながるのは本末転倒だと、こちらのほうも考えております。適正受診の呼びかけは、子どももちろんなんですが、市民全般にも言えることですの

で、関係各課と連携を図りながら、どういったこと、どういった表記が市民にとって効果と言いますか、こう正しく伝わるのかっていうこともしっかりこちらで考えながら、今後の適正受診の呼びかけを行っていきたいと考えます。

林委員　ここはもう答弁いいです。私の質問の趣旨は、その保護者がその急病時にも保護者が安心してこう相談とか判断できるような、そういうサポート体制というのはどのようにこう取り組まれてきたのかなっていうか、逆に言ったら、どのように取り組んでいこうとされているのかっていうことが私の質問の趣旨でした。だから、それは、これは全市民的に対処されるんだろうけれども、特にこの高校生までの医療費の助成制度については、非常に政治、国がもちろん一律にやるってのはもちろんそうなんだけれども、ただ、その受診控えを過度に保護者が意識させないように、安心して重症化しないように、適宜適正に保護者が判断を、適切に判断できるようなサポート体制っていうのはやっぱり同時に私は求められるというふうに思ってますので、そのあたり、よろしくお願いいたします。

上田分科会長　ほかにご質疑がございましたら。

ひさなが委員　決算書 157 ページ、158 ページの 1 目「児童福祉総務費」の 035「へき地教育推進事業」についてお伺いします。こちらは管理委託料で 1,422 万 1,000 円ほど支出をされておりますけれども、まずこの委託料の支払い先についてお伺いします。

保育班長　委託先については、社会福祉法人長門市社会福祉協議会に指定管理として委託しております。

ひさなが委員　わかりました。では、この幼児園で保育に当たっている方の人数と、その方々がどれくらいの期間、この事業に携わっておられるのかお伺いします。

保育班長　保育に従事している人数ですが、主任保育士が 1 名、保育士 1 名の配置となります。また従事年数は、主任保育士が令和 8 年 4 月 1 日時点で 35 年、保育士が 22 年になります。

ひさなが委員　では 22 年間は、このお 2 人、ずっとこの体制を続けてこられているということかなと思います。では続いて、委託先との連携について、令和 7 年度はどのようなことに取り組まれたのかお伺いします。

保育班長　委託先との連携でございますが、平成 18 年度から指定管理制度を導入する以前から、長門市社会福祉協議会にへき地保育所の業務委託を行っております。定期的な協議等は実施はしておりませんが、随時必要な報告や相談を社会福祉協議会から受けており、情報共有を図っているところでございます。

ひさなが委員　定期的な協議会等はないと。その中で随時必要な報告や相談を受けられているということでしたけど、令和 7 年度、何か特別な報告であったり、相談というのがあったのかお伺いします。

保育班長　令和 7 年度につきましては、大きな懸案事項等はありませんでした。

ひさなが委員　では、利用者の保護者からは、この施設の老朽化というのを心配する声が出ておりますが、こちらについて担当課の見解をお伺いします。
子育て支援課長　当該施設につきましては、昭和 39 年建築の木造平屋建の建物でございます。建築から相当年数が経過し、耐震基準適用前の昭和 56 年以前に建築されていることから、耐震性を含め、施設の老朽化についても危惧しているところであります。しかしながら、現時点におきましては、園児数が少数であり、入園希望が流動的な状況や、本市の財政状況、または市内全体の保育施設の利用実態状況等を踏まえ、現地での建替は困難な状況であります。ついては、通園する園児の安心・安全の確保が最優先であることを強く認識し、定期点検や維持補修を行い、適切な維持管理に努めてまいります。
ひさなが委員　通われている方も少なくて、財政的にも厳しいということもあると思うんですけど、何かことが起こってからではやっぱり手遅れになってしまいますので、やっぱり今おっしゃった安心安全という部分は絶対に留意していただきたいなというのは、ちょっと申し上げておきたいと思います。で、先ほど 22 年間は同じ方がお 2 人で務められているとか、従事されているということなんですけど、市内では唯一委託をしたところが、今ここは保育をされていると思うんですけど、公立のほかのところであれば、保育士さんの勉強会、研修であったりされていると思うんですけど、こういった委託先についてはそういうのを求められているのか、または一緒に参加されているのか、そういった点はどうですか。
保育班長　先ほどから申し上げている通り、この事業につきましては、指定管理ということで、社会福祉協議会に業務を委託しております。保育士の質の向上という部分での研修等につきましては、その委託の中で向上に努めていただくという中で、社会福祉協議会で実施していただくものと考えております。現時点で公立の保育所と合同で研修を行ったりということは実施しておりません。
ひさなが委員　では、先ほど必要な報告や相談をされるということだったと思うんですけど、令和 7 年度は、その委託先というのはそういった研修を行ったのかどうか、そういった報告はありましたか。
保育班長　申し訳ありません。事業報告書ということで委託が終了した時に報告書をいただくんですけど、その内容についてはちょっと確認が取れておりませんので、ちょっとお答えができません。また調べてご回答したいと思います。
ひさなが委員　まあ公立の保育施設であったら、やっぱり転勤というか、職場が変わったりもすると思いますし、あと民間であっても、やっぱり多い分、クラスが変わったり、学年が変わったりとか、入れ替えってのがすごく多くなると思うんですけど、やっぱこの場所に関しては 22 年間同じ方が 2 名でされていて、研修の様子がやっぱり、今ちょっとはっきりと手元にないというか、まあ分からない部分もあると思うんですけど、この保育施設の質の向上について、やっぱりしっかり見ていくべきかなというふうに思

うんですけど、その点について、子育て支援課さんの見解をお伺いします。
子育て支援課長　今、委員ご指摘のとおり、定期的な意見交換であるとか、委託先だから実績報告とかだけで終わらすのではなく、定期的に意見交換したり、一定の報告を求めるような方向でまた研究してまいりたいと思います。
ひさなが委員　この件について最後一点ですけれども、まあ人数が少ないという話が先ほどからもあったんですけれども、やっぱり、その中でも俵山から今はもうこっちの、市内の方にあったり、通われるお子さんも増えてきているっていうのも、俵山の方から実際にこう聞いているところではあります。で、まあその上で、このへき地保育所、まあ幼児園の必要性について、担当課としてどのように思われているのか、見解をお伺いして終わりたいと思います。
子育て支援課長　保育施設につきましては、小中学校の校区のような取り決めはなく、保護者の勤務地に近い保育施設に入園される場合もあります。俵山地区においても、山陰道の整備など、交通事情の改善や勤務地など、様々な事情により、俵山地区以外の保育施設を希望される場合があると聞いております。一方で、俵山地区で就労しながら、子育てをしたいと希望される保護者もおられることから、地域での就労と生活を支える大切な受け皿となっているものと認識しております。
綾城委員　今のこと、ちょっとお伺いします。指定管理で、社会福祉協議会に業務を委託されているということですけれども、昭和 39 年っちゅうことは 62 年経ってるわけですね、この施設は。で、この施設、指定管理ということは、行政の持ち物っていうことなんですね。で、これ、ちょっとすみません。今ざっと、ちょっと時間がなかった、調べられなかったんですけど、公共施設管理計画の中で、これはどういうふうな位置づけになってるんですか。
子育て支援課長　俵山幼児園につきましては、第 3 次アクションプランにおいて、利用規模の減少を踏まえ、休園や廃止を検討する施設として、今現在位置づけられております。ただし、この記載をもって、休園や廃止を決定したものではございません。俵山地区におきましては、長門俵山道路の開通に加え、俵山豊田道路の整備が進められており、地域法人による、まちごと旅館など、地域の活性化に向けた新たな取組も始まり、観光客の来訪や地域内外の交流の広がりも期待されております。こうした地域の状況も踏まえながら、今後の利用希望や子育て世帯の動向、施設の安全性などを総合的に勘案し、子どもにとって望ましい保育環境と地域に必要な保育サービスを確保する観点から、今後のあり方を検討してまいります。
上田分科会長　関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければほかに質疑がございましたら。
田村(継)委員　決算書 160 ページ、1 目「児童福祉総務費」、事業コード 050「ファミリーサポートセンター事業」についてお伺いしたいと思います。報告書のほうでは、預かる側の人数が不足していることが問題点であり、大きな成果を上げられなかったと

いったことが書いてあると思いますが、委託先である社協さんと市として何か協議をしたことがあるのかどうかお伺いいたします。
保育班長　社会福祉協議会に業務委託しておりまして、提供会員の増加に努めていただいているところですが、提供会員の増加の結果について、特段協議の場を持ったことはありません。
田村（継）委員　それはやはり委託先に任せているから協議の場を設けなかったということなんでしょうか。何か協議しなかった理由があればお伺いいたします。
保育班長　先ほど申し上げたとおり、社会福祉協議会に委託しておりまして、その努力によりまして、減少を免れてなんとか現状を維持しているという状況にあります。なかなか提供会員が増えないのも、こちらの事情も承知しておりまして、今現在一生懸命努力されているので、協議まではしていないということになります。
上田分科会長　関連ございますか（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかにご質疑がございましたら。
ひさなが委員　決算書 160 ページから 162 ページの 1 目「児童福祉総務費」の 225 の「子ども家庭センター運営事業」についてお伺いします。主要な施策の報告書 76 ページで、相談というのが関係機関から情報提供が多数あったというような記載があると思いますけど、令和 7 年度におけるこの関係機関というのは具体的にどういったところだったのかをまずお伺いします。
子育て支援課主幹　関係機関は、児童相談所、学校、保育園、学校教育課、基幹相談支援センター、健康増進課、障害の相談支援専門員、他市の子ども家庭センターも含まれております。
ひさなが委員　はい、わかりました。まず数字の見方についての質問なんですけど、児童虐待に対する相談の対応ですけど、登録件数が 41 に対して終結件数が 19 というふうにあると思います。これは解決していない虐待関係の問題が市内には 22 件あるという数字の見方であっているのかお伺いします。
子育て支援課主幹　令和 7 年度中に登録されている件数が、児童虐待については 41 件で、年度中に終結した件数が 19 件となります。22 件は年度内の解決には至っておりませんが、登録年月日の関係もございます。令和 8 年 3 月 31 日現在で、22 件は対応中ということになります。
ひさなが委員　はい、わかりました。あと、その下の児童虐待以外の相談対応件数というところも記載がありますけれども、その以外の相談というのは具体的にどういったものなのか、答えられる範囲でいいのでお願いします。
子育て支援課主幹　虐待以外の相談につきましては、保護者の精神的不調による子どもの養育困難であったり、養育能力の低さ等によって家庭環境の不具合が出ているとか、子どもの特性への対応の仕方とかの相談になります。
ひさなが委員　わかりました。この主要な施策の報告書の数字の見方を、さっきの児

童虐待に対する相談対応の見方でいくと、460 件登録をされていて終結が 56 件ということは、400 件以上は終結をしていないというふうな見方になるのかなと思うんですけど、その見方で合っていますか。

子育て支援課主幹　虐待以外の相談対応件数の登録につきましては様々あるんですが、年度の登録の中で対応中なので解決までには至りませんけれども、子ども家庭センターに上がってくる内容というのがやはり複雑で多岐にわたっております。1 回対応して解決するというものではないですので、引き続いて対応をしていっているという状態になります。

ひさなが委員　すなわち、このかなりの数はまだ対応中というこの見方でよろしいでしょうか。

子育て支援課主幹　はい、そのとおりでございます。

ひさなが委員　はい、わかりました。では令和 7 年度のこのセンターの人員配置、期首と期末をベースとして教えていただければと思います。

子育て支援課主幹　子ども家庭センターの令和 7 年 4 月 1 日時点では、人員配置としましては 7.5 人です。センター長兼統括支援員が 1 名、児童福祉機能の職員が 3 名、母子保健機能職員が 3 名、事務が兼務で 0.5 人です。期末、令和 8 年 3 月 31 日時点では 6.5 人となっております。

ひさなが委員　では、これは課長か部長にお伺いしたいんですけれども、今の人数で年度中に 1 人減られている、この要因はわかりませんけれども、この人数でこの凄まじい量の相談の対応をされている。児童虐待以外の相談対応件数で行けば、延べ対応件数は 3,642 件に上っている。このセンターの人員配置で、これからずっと問題が少なくなっていく、相談が少なくなっていくと思えない状況の中で、この配置で適正なのか。働かれている方がしんどくなると辞められたり、もちろん働くのが難しくなったりすると、ますます相談対応が厳しくなったりするのかなと懸念するんですけど、その点について見解をお伺いできますか。

子育て支援課長　委員のご指摘のとおり、かなり相談件数の方は初年度から増えております。ただ、職員のほうもまだ来たばかりで、今から個人的なスキルがどんどん上達していっている状況でありますので、確かに忙しい状況ですけども、令和 7 年度より令和 8 年度より令和 9 年度ということで、研修等を通じて、まず個人スキルを上昇させることと、あと AI。大変センシティブな内容がございますので、なかなか個人情報とかございます。その辺も含めて、AI を活用しながら、業務の合理化というか、そういった形で図っていきたいと考えております。

ひさなが委員　センター長にちょっとお伺いしたいのですけど、この人員配置で回していけるというか、対応は可能であるという認識になるかどうかお伺いしたいと思います。

子育て支援課主幹　子ども虐待をはじめとする相談につきましては、子ども家庭セン

ターだけで対応するというのは非常に厳しいものがあります。ですので、関係機関のネットワーク構築だったりとか、様々な機関との連携をしながら、役割分担をしながら進めていっているところです。先ほどおっしゃっていただいたとおり、補助基準ではあくまでギリギリの状態ではありますけれども、職員の精神的負担などをみんなでカバーし合いながら今やっている状況になります。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

岩藤委員　決算書 158 ページ、主要な施策の報告書は 69 ページです。「地域子育て支援センター事業」についてお伺いします。この事業については約 20 年、東深川保育園の子育て支援センターから始まって、各地域に広がって、子育て環境を整えているという、今、実践されている事業だと思っておりますが、今年の主要な施策の報告書を見ますと、全体の延べ利用数は 7,974 人から 8,148 人に増加していますが、日置子育て支援センターは 734 人から 689 人、油谷子育て支援センターは 1,656 人から 1,073 人に減少しています。理由は、油谷子育て支援センターは開所日数を、190 日から 144 日に減少をされたからだと思いますが、46 日減少した理由ですね。その理由は何かということと、また、利用者数の減少との関係をどのように捉えておられるかお伺いいたします。

保育班長　委員ご指摘のとおり、日置子育て支援センター及び油谷子育て支援センターについては、みのり保育園子育て支援センターや、三隅保育園子育て支援センターに比べ、延べ利用者数が少ない状況でした。これは地域の出生者数の減少や周辺状況が影響しているものと分析しております。この現状を踏まえまして、事業の効率化を図るため、日置は令和 6 年度から、油谷は令和 7 年度から、開所日数を週 4 日から週 3 日に変更しました。このことから、主要な施策の報告書にも記載したとおり、利用者の固定化傾向も合わさって、頻繁に利用されている方の利用日数が減少したということで、減少したものと捉えております。

岩藤委員　わかりました。それでは成果、課題に利用者の固定化傾向が見られたとありますけど、新規利用者が増えない原因をどのように分析をされているのかということと、また新たな利用者を増やすために、今後どのような取り組みを行われるのかお伺いいたします。

保育班長　新規利用者が増えない要因としましては、先ほども申し上げたとおり、出生数の減少と保育所等への早期入園があります。統計等は取っておりませんが、現場指導員からは以前に比べ地域の子どもの数が減っており、また、保育料無償化等の支援策の充実により、早期に保育所等へ入園されるケースが多いと聞いており、全体的にサービスの対象となる子どもの数が減少しているためと捉えております。また、子育て支援センターは、子育て中の親子の孤立を防ぎ、不安を和らげることで、地域全体で安心して子育てができる環境をつくることを目的としています。これまでも、健

診や育児相談の実施、高校生による子育て広場との関わりなど、様々なイベントを実施してまいりました。支援センターに愛称をつけるなどにより、利用しやすい環境づくりにも取り組んでいます。今後も利用される方にとって、子育ての不安の解消となるよう、安心して利用できる環境づくりに創意工夫を持って取り組んでまいりたいと考えております。

岩藤委員　それでは、相談件数についてお尋ねします。直営 4 施設では、延べ利用者数が増加している一方で、相談件数が 227 件から 225 件。微減ですけど、ほとんど横ばいです。子育て家庭が抱える悩みを十分に把握できているとお考えなのか、また、相談内容を担当課は把握をされているか、またその把握されているとはどのような相談があるのかお伺いいたします。

保育班長　子育て支援センターは、母子等との交流の中で育児の不安や困りごとや子どもの発達等への気づきなどを伺い、保育士や育児経験者として助言などを行っております。また子育て支援センターで解決できない相談につきましては、より専門的な支援を受けることができるよう支援を実施しております。相談件数については、子育て支援センターの利用目的や利用者の固定化等、様々な要因により増減しますが、親子等の交流の中で、利用者の抱える悩みを十分に把握できているものと考えております。また、令和 7 年度の公立の子育て支援センターの主な相談内容についてですが、食事に関する相談が最も多く 20.9%、続いて子どもの生活リズムに関する相談が 11.7%、発達に関する相談が 10.4%、その他に発達、排泄習慣、保護者支援といった相談を受けております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、そのほかのご質疑がございましたら。

ひさなが委員　決算書は 165 ページ、166 ページの保育園費、公立保育所運営費ですけれども、令和 7 年度は新規採用の保育士の方が何名いらっしゃったのか、またその募集は何名を行ったのかお伺いしたいと思います。

保育班長　保育士の雇用でございますが、会計年度につきましては、令和 7 年度の任用のために新規保育士 5 名、退職補充として 2 名の合計 7 名の募集を行ったところですが、保育士 2 名の募集が実際にありまして、その 2 名を選考により採用しております。なお、年度途中での会計年度の保育士の募集はありません。

ひさなが委員　保育士さんの確保っていうのはすごく難しい問題なのかなと思うんですけど、また民間とかだと、待遇とかもいろいろとできるんですけど、なかなか公立はそういうところが難しいのかなと思いますけど、なかなかその難しさもありつつも、やっぱりこの現実っていうのは、何が要因だったのかというのは、その分析というか見解というか、お伺いできればと思います。

保育班長　具体的な統計等を取ったわけではございませんが、地域全体として、やはり新規の保育士としての就労希望者というのは、新卒者含めて少なくなってきている

というふうに思っております。実際、保育士の資格を持っておられて、保育士職を希望されないのか、それとも保育士資格を持っておる方が、なかなか長門市内に定着しないのかというところはちょっと統計を取っておりませんのでわかりませんが、市全体を通して、やはり保育士というのが新規就労者については少ない状況が続いているというふうに分析しております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは今一度、子育て支援課全般にあたり、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないので質疑を終わります。以上で、子育て支援課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。休憩挟みます。55 分から再開します。よろしくお願いいたします。

― 休憩　14:42 ―

― 再開　14:50 ―

上田分科会長　休憩に引き続き、会議を始めます。最後に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の、ごめんなさい。先ほどの未回答分の返答ですね。申し訳ない。ではそちらから始めます。どうぞ。

高齢福祉課長補佐　高齢福祉課でございます。先ほど田村委員から、市長申し立ての件数について令和 6 年度の実数をということでした。2 件となります。

上田分科会長　はい、どうもありがとうございました。失礼しました。それでは最後に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長　それでは健康増進課の決算状況について補足説明いたします。衛生費の歳出の決算額は約 20 億 5,000 万円で、一般会計全体の約 8.6%を占めており、このうち健康増進課所管分である「保健衛生費」の令和 7 年度の歳出決算額は約 4 億 7,900 万円で、「衛生費」全体の約 23.3%を占めている状況です。所管分の決算額は、前年度と比較しまして約 4,600 万円の減となっております。この主な要因は、産科医療機関への補助金増額に伴い、地域医療推進費が約 2,900 万円の増となった一方で、予防接種事業における新型コロナウイルス予防接種者の減少に伴う委託料の減、及び新型コロナウイルス感染症関連の国庫補助金返還金の減によりまして、感染症予防費が約 8,400 万円の減となりましたことから、全体として減額となったものです。詳細は、決算書 169 から 178 ページ及び 183 から 188 ページ、主要な施策の報告書におきましては、84 から 90 ページ及び 93 から 94 ページにかけて記載のとおりでございます。以上で補足説明を終わります。

上田分科会長　以上で補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

ひさなが委員　決算書 173 ページ、174 ページの 2 目「母子保健事業費」、020「不妊治療費助成事業」についていくつかお伺いしたいと思います。まず、令和 7 年度の申請件数、それから助成を行うことができた人数、それから総額をお伺いします。
管理班長　令和 7 年度の一般不妊治療費助成制度の申請件数は 8 件で、助成人数は 8 人に総額 21 万 8,700 円を助成しております。なお、不育症治療費助成制度につきましては、件数がゼロとなっております。
ひさなが委員　はい、わかりました。申請件数が 8 で、助成が 8 ということは、皆様がこの件、申請を通ったということでよろしいのかなというふうに思いますけれども、令和 6 年度の申請件数や助成の人数、総額と比較して、令和 7 年度はどのように推移したのかお伺いいたします。
管理班長　令和 6 年度の申請件数は 2 件で、助成人数は、お二人に総額 6 万円を助成しておりますので、令和 6 年度と比較いたしまして、申請件数、助成人数、助成総額ともに増加をしております。
ひさなが委員　はい、わかりました。それから令和 7 年度は助成の上限額まで利用した方がいらっしゃったのか、どうなのかお伺いいたします。
管理班長　助成上限額まで利用された方はおられません。
ひさなが委員　はい、わかりました。では、先ほどの令和 6 年度、令和 7 年度のほうが、実績がしっかり上がっているということだったと思うんですけど、それとは別に、当初、令和 7 年度の当初の想定と比較をして、決算での数というのはどうだったのか、その分析についてお伺いします。
管理班長　令和 7 年度の不妊治療費助成制度につきましては、当初の見込み件数 20 件、助成額 121 万円の予算額に対しまして、実績額は件数、助成額ともに下回っておりますが、不妊治療は大変プライベートな内容であるために、治療を受けておられる方をなかなか把握しづらいという面があることから、単に実績の多寡で事業の成果は判断できないというふうに考えております。本事業を必要とされている方に確実に届けることが重要ですので、引き続き相談対応や事業の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。
ひさなが委員　今おっしゃられた通り、件数であったり、その金額であったり、こういった実績を測るような、成果を測るような事業ではないと思っておりますので、本当にこれが、必要な方に届いたらいいなというふうに思っております。で、この制度として、この助成金の支給のタイミングと、その申請から助成金の支給までどれくらい期間を要したのか、あるいは令和 7 年度で言えばどれくらいだったのかを教えていただければと思います。
管理班長　不妊治療費助成事業につきましては、一般不妊治療を受けた年度ごとに治療が終了した時点、タイミングで申請をしていただきますが、例年申請される時期が年度末に偏る傾向にあります。なお、申請から助成金の支給までは 1 か月程度の

期間を要しております。
ひさなが委員　なので、これは対象の方は一度自分でお金を払われて、で、その分をまあ申請をして、あとでいただくというような形になるということでよろしいでしょうかね。
管理班長　はい。お見込みのとおりです。
ひさなが委員　はい、わかりました。あの、まあ、今そういった制度になっているということなんですけど、なかなか最初の金額もやっぱりこう小さい金額ではないので、できればこの支給のタイミングというのは考えていただいて、難しいとは思うんですけど、ただ最初に出して治療も行って、それからまたしばらくして、やっとお金が戻ってくるっていうのは、なかなか負担が大きいのかなと思ったりもするので、その辺はちょっと今後検討いただきたい。できれば早く、もしくは最初に概算払いというのができたらいいのかなと思ったりするんですけど、その点について見解をお伺いしたいと思います。
健康増進課長　今議員のお話にありました事前の立替払いというような制度にならないかということですが、そのあたりについてまだちょっと勉強不足のところもありますので、やはり治療を受けて自己負担額が決定した時点でお支払いができる制度かなとは思っておりますが、今後、他市の状況等も踏まえまして、どのような形が良いかについては考えていきたいと思っております。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに質疑がございましたら。
尾﨑委員　決算書は 178 ページ、事業コードが 010「予防接種事業」、主な施策は 90 ページについてお伺いします。事業成果、課題の中で対象者への個別勧奨を行ったと書かれているとあります。個別勧奨についてお伺いしたいと思います。令和 7 年度は HPV、高齢者肺炎球菌、日本脳炎など多くの対象者に文書や葉書を送付されております。事前の調査では、勧奨後に実際に接種した人数について、「帯状疱疹以外は把握していない」とご回答いただきました。実際に何人が接種につながったかを把握しないままだと、個別勧奨が有効だったか、決算として評価できないものではないかと、私は個人的に考えておりますが、この考えはいかがでしょうか。ちょっとお伺いします。
管理班長　勧奨後の接種状況が把握できていないということでございますけれども、帯状疱疹につきましては、年度初めに対象者の方にはがきで通知を差し上げております。そのはがきを接種される医療機関の方に必ずご持参いただくようにしておりますので、その点で、帯状疱疹については、勧奨者が接種をされたという把握ができているというふうなお答えをさせていただいております。その他の予防接種につきましては、勧奨通知のタイミングが年度の途中であるとか、もう既に、勧奨の有無にかかわらず接種をされていらっしゃるという方がおられます。で、その勧奨後に接種された

方が、その勧奨によって接種されたというふうに受け止めればそういったことになろうかと思いますが、その辺がちょっと、確かに確認しておりませんので、そういったふうな回答をさせていただいたところです。

尾崎委員　帯状疱疹以外はちょっと難しいというふうに捉えていいんですかね。

管理班長　帯状疱疹のように正確には把握ができないというふうに考えております。

上田分科会長　関連ございますか。なければ、他に質疑がございましたら。

ひさなが委員　決算書 173 ページ、176 ページの、コードが 045「5 歳児発達相談事業」についてお伺いしたいと思います。令和 7 年度の実績で、数の部分で、対象者数と相談を受けた数、それから利用率を教えてください。

健康推進班主査　5 歳児発達相談事業の対象者数は 122 名、相談者は 13 名、利用率 10.7%となっております。

ひさなが委員　では続いて、対象者数が 122 ということだったんですが、これは 5 歳児が全員ということになるのか、それとも何か縛られたものによってその数が決まっているのかという点と、相談者 13 名というのは、どのように相談をすることになるのかという点についてお伺いします。

健康推進班主査　対象者は市内在住の 5 歳児、年中児全員となっております。対象者を選定する仕組みにつきましては、園を通じて年中児へ開催案内と児の成長や発達に関する質問票を配布し、保護者へ相談希望の有無を確認しております。その後、相談希望があった対象児全員に対して、関係機関と事前カンファレンスを開催し、5 歳児発達相談会対象児の決定を行っております。

ひさなが委員　では、この相談者 13 名というのは、保護者が相談をしたいと言ってこられた 13 名ということでお間違いないですか。

健康推進班主査　はい、そうです。13 名は保護者の希望のあった方全員で間違いありません。

ひさなが委員　はい、わかりました。では、その保護者が相談をしたいというアクションを起こす前に、例えば園であったり、保健師の方から、その保護者の方に相談を受けてみてはいかがですかみたいな勧奨を行うことがあるのかどうかお伺いします。

健康推進班主査　保健師や園の方からも、気になるお子さんに関しては定期的にフォローを行っておりますので、必要に応じて勧奨は行っております。

ひさなが委員　はい、わかりました。やっぱ、その勧奨の仕方というのは結構大事かなというふうに思っております。私の知人にも、伝えられ方というのが非常に良くなかったというか、すごく嫌な印象を受けた。そういったことがあると、本来であれば早めにそういった支援を受けることができたかもしれないのに、そういった別の要因によって、支援を受けることを保護者の方が拒んでしまうという可能性がよくあると思うんですけど、そういった点について、この事業を所管する課としては、どのように勧奨すべきか等の指導であったり、考え方であったりを持っておられるのか、また伝えてい

るのかについて見解をお伺いしたいと思います。
健康増進課長　5 歳児発達相談について、子どもさんに、発達について課題があるというところの、保健師の考え方と保護者の考え方というものは違っていることがありますので、しっかり、やはり保護者がどのように子どもさんについて考えていらっしゃるのか、何を望んでいらっしゃるのかということをまずは見極めた上で、寄り添いながら必要性について伝えていくことが重要と考えておりますし、まずは妊娠、出産に関わる時点からしっかり保護者との関係性を作りながら、5 歳児を迎える、それまでの発達支援につなげていくことが重要と考えております。
ひさなが委員　わかりました。健康増進課さん、保健師さんがおられると思うんですけど、園を通じて年中児に開催案内を出しているということは、園も一つの窓口だと思うんですけど、そこの、保健師さんの認識と、園で働いている方の認識が違うというのは保護者にとって大きな負担になると思いますし、言葉の使い方であったりっていうのはすごく大事かなと思うんですけど、その辺の連携であったり、考え方の共有というのが図られているのか、令和7年度図られていたのか、その点についてお伺いしたいです。
健康増進課長　保育園との連携というところのご質問かと思いますが、保健師の方も保育園に入られた時点から気になるお子さんにつきましては、保育園に定期的に訪問しながら状況把握等を行っております。保護者の意見と保育園の意見を両方お聞きしながら、子どもさんの必要な支援について検討してまいっているところですので、保育士さんとの共通理解っていうのは定期的に図りながら、5 歳児発達相談の方につなげていただくようにお伝えしているところです。
ひさなが委員　難しい問題でもありますけど、非常にデリケートな問題ですし、大切にしなきゃいけない部分かなと思います。引き続き、保健師さん、それから園と、しっかり連携を取っていただいて、早期にしっかりと、ちゃんとした必要な支援を受けられる体制を整えていただきたい、そういった相談事業をやってほしいなというふうに思っております。あと一点、国が 5 歳児の健康診査の全国展開を進めているという話を聞いたことがあるんですけど、今市が実施している発達相談事業と、国がやろうとしている 5 歳児の健康診査というのは、全然違うものなのか、それとも似ているものがあったり、考え方で共通する部分があるのか、その点について最後お伺いしたいと思います。
健康推進班主査　今、市で実施しております 5 歳児発達相談事業ですが、実施している内容は全く異なるものではありませんが、現在市で実施している 5 歳児発達相談事業は、対象児への個別案内は 5 歳児全員に行っているものの、相談事業であることから保護者の希望に基づく実施となっており、気になる児が必ず相談会を受けるということができていない場合もございます。5 歳児健康診査は、他の健診と同様に原則対象児全員に実施するものなので、その点が異なる状況となっているという認

識です。
上田分科会長　関連ございませんか。なければ、他の質疑がございましたら。
尾崎委員　決算書 172 ページ、事業コードは 015「健康づくり推進事業」について、施策の報告書が 84 ページですね。についてお伺いします。令和 7 年度は「あるいちゃろう IN NAGATO」で 283 人、「健幸フェア」に 172 人、多くの参加実績がございます。一方で施策報告書では、今後の課題として健康無関心層への普及・啓発活動の強化を挙げておられます。そこで、これまでの事業について、もともと健康意識の高い方が繰り返し参加されているのか、それともこれまで健康づくりに関心の薄かった方が、そういう新しい層に届いているのか、どのように検証されているのかをお伺いします。
健康増進課長　これまで、健康づくり事業の課題といたしまして、やはり関心が高い方が参加するという傾向がございました。そのため、現在実施しております様々な事業につきましては、より無関心層といいますか、幅広い世代の方に参加していただけるよう、誰もが楽しく継続的に参加できる、こちらにも記載しておりますが、健康アプリを活用した「あるいちゃろう IN NAGATO」ですとか、夏休み親子ラジオ体操、ラジオ体操動画募集など、学校や企業を通じて、これまで参加があまりなかった層に普及啓発を図って強化しているところでございます。令和 7 年度は、健幸フェアにおいては、子育て世代の若い方に参加していただけるように、ヨガ教室等を開催いたしまして、実績といたしましても、65 歳以下の若い層、また働く子育て世代の方により多く参加していただき、参加者も増加してきたところとなっております。これまでの傾向をそのまま良いとするのではなく、幅広い世代の方に普及啓発を行うため、今後も事業の検討をしてまいりたいと考えております。
上田分科会長　関連ございますか。なければ、他にご質疑がございましたら。
ひさなが委員　185 ページ、186 ページの 8 目「地域医療推進費」、020「地域医療等対策事業」についてお伺いしたいと思います。まず、救急搬送について、市内の 3 病院で受け入れた割合と、市外医療機関へ搬送された割合について、把握している限りで結構ですので、お伺いしたいと思います。
地域医療連携室主査　お尋ねの数値につきましては、救急搬送業務を所管しております消防本部から提供を受けました令和 7 年の実績に基づき、ご説明いたします。年度ではなく、年単位での数値になります。令和 7 年の救急搬送人員は 1,787 人、これは転院搬送も含んでおります。市内 3 病院受け入れ人員といたしましては、1,610 人、割合にして 90.1%になります。また、市外医療機関へ搬送された人員については 170 人、割合にして 9.51%となっております。
ひさなが委員　わかりました。続いて、この中の「救急医療体制確保対策事業」1,000 万円でして、病院によって金額が決まっていると思いますが、決算を経て、その金額が妥当であったかどうか、その点について課の見解をお伺いしたいと思います。

地域医療連携室主査　事業費 1,000 万円を公的医療機関に 600 万円、私的医療機関に 200 万円ずつとした妥当性についてでございますが、限られた財源の中で、各病院が担う役割や受け入れ状況を踏まえて設定したものであり、妥当であると考えております。特に公的医療機関は、重症の救急患者への対応に加え、小児や周産期などといった特定の専門性が求められる救急医療も担っていただいております。引き続き、公的医療機関と私的医療機関相互の協力体制を強化し、救急医療の充実を図ってまいります。

ひさなが委員　わかりました。今、妥当であるというお考えを伺ったところですけれども、それでも各医療機関というのは、今の体制の維持に対しては、医師や看護師等の人員不足をはじめとする様々な課題というのをお持ちかなと思いますけれども、そういった点についても、市にどのような要望であったり意見が寄せられているのか、お伺いしたいと思います。

健康増進課主幹　意見・要望につきましては、各医療機関からは、救急医療に対応できる専門医や看護師の確保年々困難になっていること、救急医療が持つ構造的な不採算性に加え、近年の人件費や物価高騰が経営をさらに圧迫しているということで、救急医療体制の維持が極めて困難な状況にあるという実情をご意見いただくとともに、その対策として、市からの財政支援の強化を求める要望が寄せられております。

ひさなが委員　財政支援の強化を求める要望もあるということで、この補助をしている金額が高いか安いかっていうのは、一旦求められていることが実際にどういったことで、市としてはどういったものを市民に提供しようとして守ろうとしているのかというところをすり合わせながら、金額の高い低いだけではなく、どういった考え方に基づいてこの金額を出していくのかっていうのは、その芯となる部分はしっかり持っておかなければいけないと思うんですけど、そういった点において、医療機関であったり、市であったり、関係機関としっかり協議をして話していく場というのは必要かなと思うんですけども、そういったものが令和 7 年度はどのように行われていたのかをお伺いしたいと思います。

健康増進課主幹　令和 7 年度においては、毎年 7 月に開催しております長門市救急医療対策協議会がその中心的な場となっております。本協議会には、各二次救急医療機関、長門市医師会、長門薬剤師会、消防本部等が参加し、市内の救急医療体制全体の現状や課題について、幅広く意見交換を行っております。

ひさなが委員　毎年 7 月に今、協議会を開催されているということで、皆さんお忙しい方々だと思いますので、なかなかお集まりは難しいかと思うんですけども、この年に 1 回というのが果たして本当に妥当なのかというところと、例えば令和 7 年度においては、臨時的に開かれて何か課題を共有することがあったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

健康増進課主幹　臨時的な協議というものは開催しておりませんが、各医療機関の

現状や課題につきましては、日頃より様々な機会を通じてお話を伺うなど、実情把握には努めております。

ひさなが委員　すみません。二つ質問してしまったので申し訳ないですが、課長にお伺いします。この協議会が毎年 7 月に開催されて、その回数について、これが妥当なのかどうか、その見解についてお伺いします。

健康増進課長　救急医療対策協議会にお答えします。救急医療対策協議会につきましては、主に救急医療の体制、搬送状況等を協議しております。この補助金についての協議につきましては、二次救急医療機関との協議は、医療機関の経営課題については、各医療機関の体制や方針等も異なっておりますことから、合同での会議という場での協議は行っておりません。今後も、個別に状況等をお聞きしながら、医療体制を維持する観点からは、医療機関、また県との連携を図りながら、補助事業がどのようにあるべきかということについての精査を続けていきたいと考えておりますので、救急医療対策協議会につきましては、年 1 回、必要に応じてまた臨時的に開くことはあるとは思いますが、現状では 1 回ということにしております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに質疑がございましたら。

岩藤委員　決算書 376 ページ。主要な施策の報告書は 87 ページです。「成人保健事業」についてお尋ねをいたします。このがん検診なんですけど、がん検診未受診の方に対して受診勧奨をされていると思いますが、何人に勧奨して、そのうち何人が実際に受診につながったのか、わかる範囲をお願いしたいと思います。

健康増進班主査　未受診者の方への受診勧奨については、5 月に 505 人、8 月に 1,115 人のべ 1,620 人の方へ個別勧奨しております。そのうち実際に受診につながったのが実人員で 139 人となっております。

岩藤委員　それでは令和 7 年度で、オンライン予約も行っていらっしゃいますが、オンライン予約件数と全予約件数、それに占める割合をお尋ねをいたします。

健康増進班主査　集団検診のオンライン予約が 1,463 件ありました。そのうち本人によるオンライン予約は 356 件で 24.3%でした。

岩藤委員　それでは肺がん検診については、自己負担を無料にされていると思います。無料化前とあとで、受診者数がどの程度変わったのか、比較できる数字をお願いしたいと思います。

健康増進班主査　肺がん検診の無料化は、令和 6 年度から実施しており、無料化前の 3 年間の受診者数は、令和 3 年度が 1,885 人、令和 4 年度が 1,930 人、令和 5 年度が 1,976 人であり、無料化となった令和 6 年度が 2,157 人、令和 7 年度が 2,091 人となっております。

岩藤委員　わかりました。それでは無料のがん検診事業について、要精密検査者に対して精密検査を受診されている方ですけど、子宮がん検診の 5 人に対して、5 人の

方は再検査を受けていらっしゃいます。あと、胃がんであるとか、大腸がんであるとかいう方については、再検査を受けていらっしゃらない方については、どのような啓発をされているのかお伺いいたします。

健康増進班主査　精密検査になられた方に対しては、精密検査の受診結果が医療機関の方から市のほうに返ってくる形になっているんですけど、そちらの返却がない方に関しては、個別で電話だったり訪問だったり、文書等で受診勧奨のほうを行っております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかにご質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは今一度、健康増進課所管全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑はないので質疑を終わります。以上で健康増進課所管の審査を終了します。

ここで子育て支援課から先ほどの未回答の件について回答をお願いします。

保育班長　ひさなが委員の日置地区保育所の職員の研修状況について、お尋ねがあった件です。お答えできておりませんでしたので、お答えいたします。指導監査の際に、具体的な研修件数については資料がありませんが、指導監査の際にへき地保育所からは、園内での自主研修等は実施しておりますが、保育士が 2 人であることから、外部研修になかなか参加できない状況ですということを聞いております。

上田分科会長　はい、どうもありがとうございます。すみません、ちょっとそのまま着座でお願いします。以上で、本分科会に分担された議案の審査は終了しました。なお、議案第 22 号に対する討論・採決は、10 月 16 日に開催される予算決算委員会で行います。これで予算決算委員会文教厚生分科会を閉会します。どなたさんも長時間にわたりお疲れ様でした。

― 散会　15:24 ―